

2012年 輸入統計品目表新旧対照表

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番 号	NA CCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NA CCS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第1類 動物 (生きているものに限る。) 注 1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物 (生きているものに限る。) を含む。 (a) 第03.01項、第03.06項、第03.07項又は第03.08項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 (b)及び(c) (省 略) 備考 1 第01.02項及び第0103.10号の「純粋種の繁殖用のもの」とは、純粋種であつて改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものをいう。				第1類 動物 (生きているものに限る。) 注 1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物 (生きているものに限る。) を含む。 (a) 第03.01項、第03.06項又は第03.07項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 (b)及び(c) (同 左) 備考 1 第0102.10号及び第0103.10号の「純粋種の繁殖用のもの」とは、純粋種であつて改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものをいう。					
01.01		馬、ろ馬、ら馬及びヒニー (生きて いるものに限る。)			01.01		馬、ろ馬、ら馬及びヒニー (生きて いるものに限る。)		
0101.21	100	3 ---純粋種の繁殖用のもの ---サラブレッド種、サラブレ ッド系種、アラブ種、アングロ アラブ種又はアラブ系種の馬 (以下この項において「軽種 馬」という。) 以外のもので ある旨が関税定率法施行令 (以下この類において「政令」 という。) で定めるところに より証明されたもの	NO		0101.10	110	3 ---純粋種の繁殖用のもの ---馬 ---サラブレッド種、サラブレ ッド系種、アラブ種、アングロ アラブ種又はアラブ系種の馬 (以下この項において「軽種 馬」という。) 以外のもので ある旨が関税定率法施行令 (以下この類において「政令」 という。) で定めるところに より証明されたもの	NO	
	210	1 ---その他のもの ----軽種馬 (競馬の競走用以外 の用途に供するものであり、 かつ、妊娠していないもの である旨が政令で定めると ころにより証明されたもの に限る。)	NO			121	0 ----軽種馬 (競馬の競走用以外 の用途に供するものであり、 かつ、妊娠していないもの である旨が政令で定めると ころにより証明されたもの に限る。)	NO	
0101.29	290	4 ----その他のもの ---その他のもの	NO			122	1 ----その他のもの	NO	
	100	2 ---軽種馬以外のものである旨が 政令で定めるところにより証 明されたもの ----その他のもの	NO			200	2 ---ろ馬、ら馬及びヒニー	NO	
	210	0 ----軽種馬 (競馬の競走用以外 の用途に供するものであり、 かつ、妊娠していないもの である旨が政令で定めると ころにより証明されたもの に限る。)	NO						
	290	3 ----その他のもの	NO						
0101.30	000	6 ---ろ馬	NO						
0101.90	000	2 ---その他のもの	NO		0101.90		---その他のもの ---馬		
						110	0 ----軽種馬以外のものである旨が 政令で定めるところにより証 明されたもの ----その他のもの	NO	
						121	4 ----軽種馬 (競馬の競走用以外 の用途に供するものであり、 かつ、妊娠していないもの である旨が政令で定めると ころにより証明されたもの に限る。)	NO	
						122	5 ----その他のもの	NO	

新 (2012年)					旧 (2011年)							
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位				
			I	II				I	II			
01.02		牛 (生きているものに限る。)			01.02	200	6	---	ろ馬、ら馬及びヒニー			NO
		—家畜のもの			0102.10	000	3		牛 (生きているものに限る。)			NO
0102.21	000	—純粋種の繁殖用のもの		NO	0102.90				—純粋種の繁殖用のもの			NO
0102.29		—その他のもの				010	3		—その他のもの			NO
	100	----1頭の重量が300キログラム		NO					---水生			NO
		以下のもの				092	1		---その他のもの			NO
	200	----その他のもの		NO					----1頭の重量が300キログラム			NO
		---水生				099	1		以下のもの			NO
0102.31	000	---純粋種の繁殖用のもの		NO					---その他のもの			NO
0102.39	000	---その他のもの		NO								
0102.90		---その他のもの										
	100	---純粋種の繁殖用のもの		NO								
		---その他のもの										
	210	----1頭の重量が300キログラム		NO								
		以下のもの										
	290	----その他のもの		NO								
01.05		家さん (鶏 (ガルス・ドメスティクス)、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。)			01.05				家さん (鶏 (ガルス・ドメスティクス)、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。)			
		—1羽の重量が185グラム以下のもの							—1羽の重量が185グラム以下のもの			
0105.11		(省 略)			0105.11				(同 左)			
0105.12		(省 略)			0105.12				(同 左)			
0105.13	000	---あひる		NO					(新 規)			
0105.14	000	---がちょう		NO					(新 規)			
0105.15	000	---ほろほろ鳥		NO					(新 規)			
		(削 除)			0105.19	000	2		---その他のもの			NO
0105.94		(省 略)			0105.94				(同 左)			
0105.99		(省 略)			0105.99				(同 左)			
01.06		その他の動物 (生きているものに限る。)			01.06				その他の動物 (生きているものに限る。)			
		—哺乳類							—哺乳類			
0106.11		(省 略)			0106.11				(同 左)			
0106.12		---くじら目、海牛目及び鱧脚目			0106.12	000	0		---くじら目及び海牛目		NO	KG
	010	----くじら目及び海牛目	NO	KG								
	090	----その他のもの	NO	KG								
0106.13	000	---らくだ科	NO	KG					(新 規)			
0106.14	000	---うさぎ	NO	KG					(新 規)			
0106.19		---その他のもの			0106.19				---その他のもの			
		----食肉目							----食肉目			
	012	-----フェレット	NO	KG	012	5			-----フェレット	NO	KG	
	019	-----その他のもの	NO	KG	019	5			-----その他のもの	NO	KG	
		(削 除)			020	6			---うさぎ目	NO	KG	
	030	----翼手目	NO	KG	030	2			----翼手目	NO	KG	
		----齧歯目							----齧歯目			
	041	----ハムスター	NO	KG	041	6			----ハムスター	NO	KG	
	042	----モルモット	NO	KG	042	0			----モルモット	NO	KG	
	044	----チンチラ	NO	KG	044	2			----チンチラ	NO	KG	
	045	----りす	NO	KG	045	3			----りす	NO	KG	
	046	----ラット	NO	KG	046	4			----ラット	NO	KG	
	047	----マウス	NO	KG	047	5			----マウス	NO	KG	
	049	----その他のもの	NO	KG	049	0			----その他のもの	NO	KG	
	090	----その他のもの	NO	KG	090	6			----その他のもの	NO	KG	
0106.20		(省 略)			0106.20				(同 左)			
		—鳥類							—鳥類			
0106.31	000	---猛きん類	NO	KG	0106.31	000	2		---猛禽類	NO	KG	
0106.32		(省 略)			0106.32				(同 左)			
0106.33	000	---エミュー(ドロマイウス・ノヴァイホルランディアイ)及びだち	NO	KG					(新 規)			

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0106.39		よう (省 略)			0106.39		(省 略)		
0106.41	000	---昆虫類	NO	KG			(新 規)		
0106.49	000	---その他のもの	NO	KG			(新 規)		
0106.90		---その他のもの			0106.90		---その他のもの		
	011	---両生類				011	---両生類		
	012	----無尾目	NO	KG		011	----無尾目	NO	KG
	012	----有尾目	NO	KG		012	----有尾目	NO	KG
	019	----その他のもの (削 除)	NO	KG		019	----その他のもの	NO	KG
	090	---その他のもの	NO	KG		020	---昆虫類	NO	KG
						090	---その他のもの	NO	KG
02.07		肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			02.07		肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
0207.11		(省 略)			0207.11		(同 左)		
0207.27					0207.27				
0207.41	000	---あひるのもの ---分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		KG			---あひる、がちよう又はほろほろ鳥のもの		
0207.42	000	---分割してないもの（冷凍したものに限る。）		KG	0207.32		---分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0207.43	000	---脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		KG	100	4	----あひるのもの		KG
0207.44	000	---その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		KG	200	6	----その他のもの		KG
0207.45		---その他のもの（冷凍したものに限る。）			0207.33		---分割してないもの（冷凍したものに限る。）		
	010	----肝臓		KG	100	3	----あひるのもの		KG
	090	----その他のもの		KG	200	5	----その他のもの		KG
0207.51	000	---がちようのもの ---分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		KG	0207.34	000	0	---脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	KG
0207.52	000	---分割してないもの（冷凍したものに限る。）		KG	0207.35		---その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0207.53	000	---脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		KG	100	1	----あひるのもの		KG
0207.54	000	---その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		KG	200	3	----その他のもの		KG
0207.55		---その他のもの（冷凍したものに限る。）			0207.36		---その他のもの（冷凍したものに限る。）		
	100	----肝臓		KG	100	0	----肝臓		KG
	200	----その他のもの		KG			----その他のもの		
0207.60		---ほろほろ鳥のもの			210	5	----あひるのもの		KG
	100	---肝臓（冷凍したものに限る。）		KG	220	1	----その他のもの		KG
	200	---その他のもの		KG					
02.08		その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			02.08		その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
0208.10		(省 略)			0208.10		(同 左)		
0208.30		(省 略)			0208.30		(同 左)		
0208.40		---くじら目のもの、海牛目のもの及び鱈脚目目のもの			0208.40		---くじら目のもの及び海牛目のもの		
	011	---くじらのもの		KG	011	3	---くじらのもの		KG
	091	---その他のもの			019	4	---その他のもの		KG
	099	----海牛目のもの		KG					
		----その他のもの		KG					
0208.50		(省 略)			0208.50		(同 左)		
0208.60	000	---らくだ科のもの		KG			(新 規)		
0208.90		(省 略)			0208.90		(同 左)		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
02.09		家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪 (溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)			02.09		家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪 (溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)		
0209.10	000 6	—豚のもの		KG	0209.00	000 2	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪 (溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)		KG
0209.90	000 3	—その他のもの		KG					
02.10		肉及び食用のくず肉 (塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール			02.10		肉及び食用のくず肉 (塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール		
0210.11		(省 略)			0210.11		(同 左)		
0210.20		—その他のもの (肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。)			0210.20		—その他のもの (肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。)		
0210.91		(省 略)			0210.91		(同 左)		
0210.92		—くじら目のもの、海牛目のもの			0210.92	000 6	—くじら目のもの及び海牛目のもの		KG
	010 2	及び鱈脚目下のもの		KG					
	090 5	—その他のもの		KG					
0210.93		(省 略)			0210.93		(同 左)		
0210.99		(省 略)			0210.99		(同 左)		
03.01		魚 (生きているものに限る。)			03.01		魚 (生きているものに限る。)		
		—觀賞用の魚					—觀賞用の魚		
0301.11		—淡水魚			0301.10	010 0	—こい及び金魚	NO	KG
	100 5	—こい(キュブリヌス属のもの)	NO	KG	020 3		—その他のもの	NO	KG
		及び金魚 (カラシウス・アウラトウス)							
	200 0	—その他のもの	NO	KG					
0301.19	000 2	—その他のもの	NO	KG					
		—その他の魚 (生きているものに限る。)					—その他の魚 (生きているものに限る。)		
0301.91		(省 略)			0301.91		(同 左)		
0301.92		(省 略)			0301.92		(同 左)		
0301.93		—こい (キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュボフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)			0301.93		—こい		
	100 0	—養魚用の稚魚		KG	100 0		—養魚用の稚魚		KG
	200 2	—その他のもの		KG	200 2		—その他のもの		KG
0301.94		—くろまぐろ (トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)			0301.94		—くろまぐろ (トウヌス・ティヌス)		
	110 2	—養魚用の稚魚			100 6		—養魚用の稚魚		KG
		—くろまぐろ (トウヌス・ティヌス)		KG					
	120 5	—くろまぐろ (トウヌス・オリエンタリス)		KG					
		—その他のもの			900 1		—その他のもの		KG
	210 4	—くろまぐろ (トウヌス・ティヌス)		KG					
	220 0	—くろまぐろ (トウヌス・オリエンタリス)		KG					
0301.95		(省 略)			0301.95		(同 左)		
0301.99		—その他のもの			0301.99		—その他のもの		
		—養魚用の稚魚					—養魚用の稚魚		
		—ぶり (セリオウラ属のもの)					—ぶり (セリオウラ属のもの)		

新 (2012年)					旧 (2011年)							
統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位				
			I	II				I	II			
03.02	111	5	-----ぶり (セリオーラ・クイ ンクエラディータ)		KG	03.02	111	5	-----ぶり (セリオーラ・クイ ンクエラディータ)		KG	
	119	6	-----その他のもの		KG		119	6	-----その他のもの (新規)		KG	
	120	0	-----こい		KG		190	0	-----その他のもの		KG	
	190	0	-----その他のもの -----その他のもの		KG		210	6	-----にしん(クルペア属のもの)、 たら (ガドゥス属、テラグ ラ属又はメルルシウス属の もの)、ぶり (セリオーラ 属のもの)、さば (スコム ベル属のもの)、いわし (エ トルメウス属、サルディノ プス属又はエングラウリス 属のもの)、あじ (トラク ルス属又はデカプテルス属 のもの) 及びさんま (コロ ラビス属のもの) -----その他のもの		KG	
	220	2	-----ひらめ (パラリクティス 属のもの)		KG		220	2	-----ひらめ (パラリクティス属 のもの) (新規)		KG	
	230	5	-----こい		KG		290	2	-----その他のもの		KG	
	290	2	-----その他のもの		KG							
	0302.11		魚 (生鮮のもの及び冷蔵したものに 限るものとし、第03.04項の魚のフィ レその他の魚肉を除く。)				0302.11		魚 (生鮮のもの及び冷蔵したものに 限るものとし、第03.04項の魚のフィ レその他の魚肉を除く。)			
	0302.13		—さけ科のもの (肝臓、卵及びしら こを除く。) (省略) —太平洋さけ (オンコルヒュンク ス・ネルカ、オンコルヒュンク ス・ゴルブスカ、オンコルヒュ ンクス・ケタ、オンコルヒュン クス・トスカウイトスカ、オン コルヒュンクス・キストク、オ ンコルヒュンクス・マソウ及び オンコルヒュンクス・ロデュル ス)				0302.12		—太平洋さけ (オンコルヒュンク ス・ネルカ、オンコルヒュンク ス・ゴルブスカ、オンコルヒュ ンクス・ケタ、オンコルヒュン クス・トスカウイトスカ、オン コルヒュンクス・キストク、オ ンコルヒュンクス・マソウ及び オンコルヒュンクス・ロデュル ス)、大西洋さけ (サルモ・サ ラル) 及びドナウさけ (フコ・ フコ)			
		011	3	-----べにぎけ (オンコルヒュンク ス・ネルカ)			KG					
		012	4	-----ぎんざけ (オンコルヒュンク ス・キストク)			KG					
		019	4	-----その他のもの			KG					
	0302.14	000	5	---大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)			KG					
						011	4	-----べにぎけ (オンコルヒュン クス・ネルカ)		KG		
						012	5	-----ぎんざけ (オンコルヒュン クス・キストク)		KG		
						019	5	-----その他のもの		KG		
						020	6	---大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ) (同左)		KG		
0302.19		(省略) —ひらめ・かれい類 (かれい科、 <u>だ</u> <u>るまがれい科</u> 、うしのした科、さ さうしのした科、スコフタルムス 科又はこけびらめ科のもの。肝臓、 卵及びしらこを除く。)			0302.19		—ひらめ・かれい類 (かれい科、 <u>ひ</u> <u>らめ科</u> 、うしのした科、ささうし のした科、スコフタルミダエ科又 はこけびらめ科のもの。肝臓、卵 及びしらこを除く。)					

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0302.21 }		(省 略)			0302.21 }		(同 左)		
0302.23					0302.23		(新 規)		
0302.24	000	2		KG			(同 左)		
0302.29		(省 略)			0302.29		一まぐろ (トウヌス属のもの) 及び かつお (エウティヌス (カツオヌ ス)・ペラミス) (肝臓、卵及びし らこを除く。)		
0302.31 }		(省 略)			0302.31 }		(同 左)		
0302.34					0302.34				
0302.35		010	1	KG	0302.35	000	5	000	KG
0302.36		(省 略)			0302.36		(同 左)		
0302.39		(省 略)			0302.39		(同 左)		
					0302.40	000	0	000	KG
					0302.50	000	4	000	KG
					0302.61				
						010	3	010	KG
						090	6	090	KG
0302.41	000	6		KG	0302.62	000	6	000	KG
0302.42	000	5		KG	0302.63	000	5	000	KG
0302.43					0302.64	000	4	000	KG
					0302.65	000	3	000	KG
					0302.66	000	2	000	KG
0302.44	000	3		KG	0302.67	000	1	000	KG
0302.45	000	2		KG	0302.68	000	0	000	KG
0302.46	000	1		KG	0302.69				
0302.47	000	0		KG					
0302.51	000	3		KG					
					011	3		011	KG

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
0302.52	000	2		KG	019	4	-----その他のもの		KG
							----その他のもの		
0302.53	000	1		KG			-----バラクーダ (かます科又は くろたちかます科のもの)、 キングクリップ及びたい		
0302.54					021	6	-----たい		KG
	100	2		KG	029	0	-----その他のもの		KG
	200	4		KG			-----その他のもの		
0302.55	000	6		KG	091	6	-----かじき(めかじきを除く。)		KG
					092	0	-----さわら		KG
0302.56	000	5		KG	093	1	-----たちうお		KG
					094	2	-----ふぐ		KG
					099	0	-----その他のもの		KG
0302.59									
	100	4		KG					
	200	6		KG					
0302.71	000	4		KG					
0302.72	000	3		KG					
0302.73	000	2		KG					
0302.74	000	1		KG					
0302.79	000	3		KG					
0302.81	000	1		KG					
0302.82	000	0		KG					
0302.83	000	6		KG					
0302.84	000	5		KG					
0302.85	000	4		KG					
0302.89									
	110	5		KG					

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0303.23	000	1		KG			(新規)		
0303.24	000	0		KG			(新規)		
0303.25	000	6		KG			(新規)		
0303.26	000	5		KG			(新規)		
0303.29	000	2		KG			(新規)		
0303.31					0303.31				
0303.33					0303.33				
0303.34	000	4		KG			(新規)		
0303.39					0303.39				
0303.41					0303.41				
0303.44					0303.44				
0303.45					0303.45	000	0		KG
0303.46					0303.46				
0303.49					0303.49				
0303.51					0303.51				

新 (2012年)				旧 (2011年)							
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
0303.90	3	----にしん (クルベア属のもの)、 ぶり (セリオーラ属のもの)、 さば (スコムベル属のもの)、 いわし (エトルメウス属又は エングラウリス属のもの)、 あじ (デカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属 のもの)		KG	011	5	-----にしん (クルベア属のもの)		KG		
		----ぶり (セリオーラ属のもの)、 さば (スコムベル属のもの)、 いわし (エトルメウス属又 はエングラウリス属のもの)、 あじ (デカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属 のもの)		KG	019	6	-----その他のもの		KG		
		----にしん (クルベア属のもの)		KG	021	1	-----ぶり (セリオーラ属のもの)、 さば (スコムベル属のもの)、 いわし (エトルメウス属又 はエングラウリス属のもの)、 あじ (トラクルス属 又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属 のもの)		KG		
		----ぶり (セリオーラ属のもの)、 さば (スコムベル属のもの)、 いわし (エトルメウス属又 はエングラウリス属のもの)、 あじ (デカプテルス属のもの) 及びさんま (コ ロラビス属のもの)		KG	022	2	-----あじ		KG		
		----あじ (デカプテルス属の もの)		KG	023	3	-----ぶり		KG		
		----ぶり (セリオーラ属のも の)		KG	029	2	-----さんま		KG		
		----あじ (デカプテルス属の もの)		KG	029	2	-----その他のもの		KG		
		----ぶり (セリオーラ属のも の)		KG			----その他のもの		KG		
		----さんま (コロラビス属の もの)		KG			----バラクーダ (かます科又は くろたちかます科のもの)、 キングクリップ及びたい		KG		
		----その他のもの		KG	031	4	-----たい		KG		
		----バラクーダ (かます科又は くろたちかます科のもの)、 キングクリップ (ゲニユブ テルス属のもの) 及びたい (たい科のもの)		KG	039	5	-----その他のもの		KG		
		----たい (たい科のもの)		KG	040	6	-----ししやも		KG		
		----その他のもの		KG	091	1	-----その他のもの		KG		
		----ししやも		KG	092	2	-----かじき (めかじきを除く。)		KG		
		----その他のもの		KG	093	3	-----さわら		KG		
		----かじき (まかじき科のも の)		KG	095	5	-----たちうお		KG		
		----さわら		KG	096	6	-----ふぐ		KG		
		----たちうお		KG			-----めぬけ類 (セバステス属 のものに限る。)		KG		
		----ふぐ		KG	097	0	-----ざんだら		KG		
		----めぬけ類 (セバステス属 のものに限る。)		KG	103	6	-----さんめだい		KG		
		----ざんだら		KG	104	0	-----あゆ		KG		
		----さんめだい		KG	099	†	-----その他のもの		KG		
		----あゆ		KG							
		----その他のもの		KG							
		0303.90		魚のフィレその他の魚肉 (生鮮のも の及び冷蔵し又は冷凍したものに限 るものとし、細かく切り刻んである かないかを問わない。)		KG	0303.80		魚のフィレその他の魚肉 (生鮮のも の及び冷蔵し又は冷凍したものに限 るものとし、細かく切り刻んである かないかを問わない。)		KG
		010	0	----にしん (クルベア属のもの) の 卵		KG	010	3	----にしん (クルベア属のもの) の 卵		KG
		020	3	----たら (ガドゥス属、テラグラ属 又はメルルシウス属のもの) の 卵		KG	020	6	----たら (ガドゥス属、テラグラ属 又はメルルシウス属のもの) の 卵		KG
		090	3	----その他のもの		KG	090	6	----その他のもの		KG
		03.04		魚のフィレその他の魚肉 (生鮮のも の及び冷蔵し又は冷凍したものに限 るものとし、細かく切り刻んである かないかを問わない。)		KG	03.04		魚のフィレその他の魚肉 (生鮮のも の及び冷蔵し又は冷凍したものに限 るものとし、細かく切り刻んである かないかを問わない。)		KG

新 (2012年)				旧 (2011年)						
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
		魚のフィレ (ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 又はらいぎよ (カンナ属のもの) のもの) (冷凍したものに限る。)			0304.21	000	1	冷凍したフィレ		
					0304.22	000	0	めかじき (クスイフィアス・グラディウス)		KG
					0304.29			めろ (ディノステイクス属のもの)		KG
						100	2	その他のもの		
								にしん (ケルペア属のもの)、たら (ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)		KG
0304.61	000	ティラピア (オレオクロミス属のもの)		KG				その他のもの		
0304.62	000	なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)		KG	910	0	まぐろ (くろまぐろ及びみなみまぐろを除く。)		KG	
0304.63	000	ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス)		KG	920	3	くろまぐろ		KG	
0304.69	000	その他のもの		KG	930	6	かじき (めかじきを除く。)		KG	
		魚のフィレ (さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの) (冷凍したものに限る。)		KG	940	2	みなみまぐろ		KG	
				KG	950	5	さけ科のもの		KG	
				KG	990	3	その他のもの		KG	
0304.71	000	コッド (ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)		KG						
0304.72	000	ハドック (メラノグラナムス・アイグレフィヌス)		KG						
0304.73	000	コールフィッシュ (ボルラキウス・ヴィレンス)		KG						
0304.74		ヘイク (メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)								
	100			KG						
	200			KG						
0304.75	000	ウロフュキス属のもの		KG						
		すけそうだら (テラグラ・カルコグラナム)		KG						
0304.79		その他のもの								
	100	たら (ガドゥス属又はテラグラ属のもの)		KG						
	200	その他のもの		KG						
		その他の魚のフィレ (冷凍したものに限る。)								
0304.81	000	太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)		KG						
0304.82	000	ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アバケ及		KG						

新 (2012年)				旧 (2011年)						
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
0304.83	000	2		KG						
			びオンコルヒュンクス・クリソガステル)							
			---ひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの)							
0304.84	000	1		KG						
			---めかじき (クスイフィアス・グラディウス)							
0304.85	000	0		KG						
			---めろ (ディソステイクス属のもの)							
0304.86	000	6		KG						
			---にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)							
0304.87										
			---まぐる (トウヌス属のもの) 及びかつお (エウティヌス (カツオヌス)・ペラミス)							
	010	1		KG						
			---まぐる (くろまぐる (トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス) 及びみなみまぐる (トウヌス・マッコイイ) を除く。)							
	020	4		KG						
			---くろまぐる (トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)							
	030	0		KG						
			---みなみまぐる (トウヌス・マッコイイ)							
	090	4		KG						
			---その他のもの							
0304.89										
	100	5		KG						
			---にしん (クルペア属のもの)、ぶり (セリオラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラピス属のもの)							
			---その他のもの							
	210	3		KG						
			---かじき (まかじき科のもの)							
	220	6		KG						
			---さけ科のもの							
	290	6		KG						
			---その他のもの							
			-その他のもの (冷凍したものに限る。)							
0304.91					0304.91					
			(省 略)							(同 左)
0304.92					0304.92					
			(省 略)							(同 左)
0304.93	000	6		KG					(新 規)	
			---ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (バンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい (キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュボフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ (アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの)							
0304.94									(新 規)	
			---すけそうだら (テラグラ・カルコグランマ)							
	010	1		KG						
			---すり身							
	090	4		KG						
			---その他のもの							
0304.95									(新 規)	
			---さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひ							

新 (2012年)				旧 (2011年)							
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
0304.99		れだら科、メルルーサ科、ちこ だら科又はうなぎだら科のもの (すけそうだら (テラグラ・カ ルコグランマ) を除く。)			0304.99		---その他のもの				
	110	2	----すり身	KG				---にしん (クルペア属のもの)、 たら (ガドウス属、テラグラ 属又はメルルシウス属のも の)、ぶり (セリオーラ属の もの)、さば (スコムベル属 のもの)、いわし (エトルメ ウス属、サルディノプス属 又はエングラウリス属の もの)、あじ (トラクルス 属又はデカプテルス属の もの) 及びさんま (コロラ ビス属のもの)			
	190	5	----その他のもの	KG				---にしん (クルペア属のもの)、 たら (ガドウス属、テラグラ 属又はメルルシウス属の もの)、ぶり (セリオーラ属 のもの)、さば (スコムベル 属のもの)、いわし (エトル メウス属、サルディノプス 属又はエングラウリス属 のもの)、あじ (トラクルス 属又はデカプテルス属の もの) 及びさんま (コロラ ビス属のもの)			
	200	1	----その他のもの	KG				---にしん (クルペア属のもの)、 たら (ガドウス属、テラグラ 属又はメルルシウス属の もの)、ぶり (セリオーラ属 のもの)、さば (スコムベル 属のもの)、いわし (エトル メウス属、サルディノプス 属又はエングラウリス属 のもの)、あじ (トラクルス 属又はデカプテルス属の もの) 及びさんま (コロラ ビス属のもの)			
			---にしん (クルペア属のもの)、 ぶり (セリオーラ属のもの)、 さば (スコムベル属のもの)、 いわし (エトルメウス属、サ ルディノプス属又はエン グラウリス属のもの)、あ じ (トラクルス属又はデカ プテルス属のもの) 及びさ んま (コロラビス属のもの)					---にしん (クルペア属のもの)、 及びたら (ガドウス属、テ ラグラ属又はメルルシウス 属のもの)			
	110	5	----にしん (クルペア属のもの)	KG				---にしん (クルペア属のもの)			
	120	1	----ぶり (セリオーラ属のもの)、 さば (スコムベル属のもの)、 いわし (エトルメウス属、 サルディノプス属又はエン グラウリス属のもの)、あ じ (トラクルス属又はデカ プテルス属のもの) 及びさ んま (コロラビス属のもの)	KG				---にしん (クルペア属のもの) 及びたら (ガドウス属、テ ラグラ属又はメルルシウス 属のもの)			
			---その他のもの				111	6	----すけそうだらのもの		KG
			---バラクータ (かます科又は くろたちかます科のもの)、 キングクリップ (ゲニュー テルス属のもの) 及びたい (たい科のもの)	KG			112	0	----その他のもの		KG
	910	0	----バラクータ (かます科又は くろたちかます科のもの)、 キングクリップ (ゲニュー テルス属のもの) 及びたい (たい科のもの)	KG			119	0	----その他のもの		KG
			---その他のもの				120	1	----ぶり (セリオーラ属のもの)、 さば (スコムベル属のもの)、 いわし (エトルメウス属、 サルディノプス属又はエン グラウリス属のもの)、あ じ (トラクルス属又はデカ プテルス属のもの) 及びさ んま (コロラビス属のもの)		KG
	920	3	----さめ	KG					---その他のもの		
	930	6	----ししやも	KG			910	0	----バラクータ (かます科又は くろたちかます科のもの)、 キングクリップ及びたい		KG
			---その他のもの						---さめ		KG
991	4	----くろまぐる (トウナス・ ティヌス及びトウナス・ オリエンタリス)	KG		920	3	----さめ		KG		
		---その他のもの			930	6	----ししやも		KG		
992	5	----ふぐ	KG				---その他のもの				
993	6	----いとより (すり身のもの に限る。)	KG		991	4	----くろまぐる		KG		
		---みなみまぐる (トウナス・ マッコイ)	KG		992	5	----ふぐ		KG		
999	†	----その他のもの	KG		993	6	----いとより (すり身のもの に限る。)		KG		
		---その他のもの			994	0	----みなみまぐる		KG		
		---その他のもの			999	†	----その他のもの		KG		
03.05		魚 (乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けし たものに限る。)、くん製した魚 (く ん製する前に又はくん製する際に加 熱による調理をしてあるかないかを 問わない。) 並びに魚の粉、ミール 及びペレット (食用に適するもの に限る。)			03.05		魚 (乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けし たものに限る。)、くん製した魚 (く ん製する前に又はくん製する際に加 熱による調理をしてあるかないかを 問わない。) 並びに魚の粉、ミール 及びペレット (食用に適するもの に限る。)				
0305.10		(省 略)			0305.10		(同 左)				
0305.20		(省 略)			0305.20		(同 左)				
		一魚のフィレ (乾燥し、塩蔵し又は 塩水漬けしたのものに限るものと し、くん製したものを除く。)			0305.30		一魚のフィレ (乾燥し、塩蔵し又は 塩水漬けしたのものに限るものと し、くん製したものを除く。)				

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
0305.31	000	3		KG	010	0	---さけ科のもの		KG
					020	3	---にしん(クルペア属のもの)、 たら(ガドゥス属、テラグラ属 又はメルルシウス属のもの)、 ぶり(セリオーラ属のもの)、 さば(スコムベル属のもの)、 いわし(エトルメウス属、サル ディノプス属又はエングラウリ ス属のもの)、あじ(トラクル ス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま(コロラビス属のも の)		KG
0305.32					090	3	---その他のもの		KG
	010	5		KG					
	090	1		KG					
0305.39	100	4		KG					
	210	2		KG					
	290	5		KG					
0305.41					0305.41		---くん製した魚(フィレを含み、食 用の魚のくず肉を除く。)		
0305.42					0305.42		(省 略)		
0305.43	000	5		KG			---ます(サルモ・トルタ、オンコ ルヒュンクス・ミキス、オンコ ルヒュンクス・クラルキ、オン コルヒュンクス・アグアポニタ、 オンコルヒュンクス・ギラエ、 オンコルヒュンクス・アバケ及 びオンコルヒュンクス・クリソ ガステル)		(新 規)
0305.44	000	4		KG			---ティラピア(オレオクロミス属 のもの)、なまず(バンガシウ ス属、シルルス属、クラリアス 属又はイクタルルス属のもの)、 こい(キュプリヌス・カルピオ、 カラシウス・カラシウス、クテ ノファリユンゴドン・イデルル ス、ミュロファリユンゴドン・ ピケウス及びヒュポフタルミク テュス属又はキルリヌス属のも の)、うなぎ(アンギールラ属 のもの)、ナイルパーチ(ラテ ス・ニロティクス)及びらいぎ よ(カンナ属のもの)		(新 規)
0305.49					0305.49		(省 略)		
							---乾燥した魚(食用の魚のくず肉を 除き、塩蔵してあるかないかを問 わないものとし、くん製したもの		(同 左) ---乾燥した魚(塩蔵してあるかない かを問わないものとし、くん製し たものを除く。)

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0305.51		を除く。)			0305.51		(同 左)		
0305.59		(省 略)			0305.59		(同 左)		
		—塩蔵した魚 (乾燥し又はくん製したものを除く。) 及び塩水漬けた魚 (食用の魚のくず肉を除く。)					—塩蔵した魚 (乾燥し又はくん製したものを除く。) 及び塩水漬けた魚		
0305.61		(省 略)			0305.61		(同 左)		
0305.63					0305.63		(新 規)		
0305.64	000	5		KG					
		—ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの)							
0305.69	010	3		KG	0305.69	010	3		KG
		—その他のもの					—その他のもの		
		----さけ科のもの				090	6		KG
		----その他のもの					----その他のもの		KG
	091	0		KG					
		-----にしん(クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)							
	099	1		KG					
		-----その他のもの							
		—魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉							(新 規)
0305.71		—ふかひれ							(新 規)
	010	1		KG					
	090	†		KG					
0305.72		—魚の頭、尾及び浮袋							(新 規)
		----くん製したもの							
	110	2		KG					
		-----太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)							
		-----その他のもの							
	191	6		KG					
		-----にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)							
	192	0		KG					
		-----たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)							

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
199	0	-----その他のもの		KG					
		----乾燥したもの							
210	4	-----さけ科のもの		KG					
		-----その他のもの							
		-----にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)							
221	1	-----コッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)		KG					
222	2	-----その他のもの		KG					
229	2	-----その他のもの		KG					
		----塩蔵したもの及び塩水漬けたもの							
310	6	-----さけ科のもの		KG					
		-----その他のもの							
		-----にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、コッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス) 及びかたくちいわし (エングラウリス属のもの)							
321	3	-----にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)		KG					
322	4	-----コッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)		KG					
323	5	-----かたくちいわし (エングラウリス属のもの)		KG					
		-----その他のもの							
324	6	-----にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属又はサルディノプス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)		KG					
329	4	-----その他のもの		KG					
		--その他のもの							
		----くん製したもの							
110	2	-----太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコル		KG					

0305.79

(新規)

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		ヒュンクス・ゴルブスカ、 オンコルヒュンクス・ケタ、 オンコルヒュンクス・トス カウイトスカ、オンコルヒュ ンクス・キストク、オンコ ルヒュンクス・マソウ及び オンコルヒュンクス・ロデュ ルス)、大西洋さけ (サル モ・サラル) 及びドナウさ け (フコ・フコ)							
191	6	-----その他のもの -----にしん (クルペア・ハレ ングス及びクルペア・パ ラスイイ)		KG					
192	0	-----たら (ガドウス属、テラ グラ属又はメルルシウス 属のもの)		KG					
199	0	-----その他のもの ----乾燥したもの		KG					
210	4	----さけ科のもの ----その他のもの -----にしん (クルペア属のも の)、たら (ガドウス属、 テラグラ属又はメルルシ ウス属のもの)、ぶり (セ リオーラ属のもの)、さ ば(スコムベル属のもの)、 いわし(エトルメウス属、 サルディノプス属又はエン グラウリス属のもの)、 あじ (トラクルス属又は デカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス 属のもの)		KG					
221	1	-----コッド (ガドウス・モ ルア、ガドウス・オガ ク及びガドウス・マク ロケファルス)		KG					
222	2	-----その他のもの		KG					
229	2	-----その他のもの ----塩蔵したもの及び塩水漬けし たもの		KG					
310	6	----さけ科のもの ----その他のもの -----にしん (クルペア・ハレ ングス及びクルペア・パ ラスイイ)、コッド (ガ ドウス・モルア、ガドウ ス・オガク及びガドウス・ マクロケファルス) 及び かたくちいわし (エン グラウリス属のもの)		KG					
321	3	-----にしん (クルペア・ハ レングス及びクルペ ア・パラスイイ)		KG					
322	4	-----コッド (ガドウス・モ ルア、ガドウス・オガ ク及びガドウス・マク ロケファルス)		KG					
323	5	-----かたくちいわし (エン グラウリス属のもの) -----その他のもの		KG					
324	6	-----にしん (クルペア属の もの)、たら (ガドウ		KG					

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
03.06	329	4	----	KG	03.06				
		ス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はサルディノプス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)							
		-----その他のもの							
		甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)							
		並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)							
0306.11		100 2	----	KG	0306.11	000	0	----	KG
		200 4	----	KG					
		-----くん製したもの							
		-----その他のもの							
0306.12		100 1	----	KG	0306.12	000	6	----	KG
		200 3	----	KG					
		-----くん製したもの							
		-----その他のもの							
0306.14		100 6	----	KG	0306.13	000	5	----	KG
		010 0	----	KG	0306.14	010	0	----	KG
		020 3	----	KG		020	3	----	KG
		030 6	----	KG		030	6	----	KG
		040 2	----	KG		040	2	----	KG
		090 3	----	KG		090	3	----	KG
		-----くん製したもの							
		-----その他のもの							
0306.15		100 5	----	KG					
		200 0	----	KG					
		-----くん製したもの							
		-----その他のもの							
0306.16		100 4	----	KG					
		200 6	----	KG					
		-----くん製したもの							
		-----その他のもの							
0306.17		100 3	----	KG					
		200 5	----	KG					
		-----くん製したもの							
		-----その他のもの							
0306.19		100 3	----	KG	0306.19				
		200 5	----	KG					
		-----くん製したもの							
		-----その他のもの							
		-----その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。)							
		-----その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。)							

新 (2012年)				旧 (2011年)							
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
0306.29	119	5	(クルマエビ属のものに限る。)		0306.29						
	190	6	-----その他のもの	KG							
	200	2	-----その他のもの	KG							
	300	4	-----くん製したもの	KG							
			-----その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)を含む。)								
			-----生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの								
	120	4	-----えび	KG		110	1	-----えび	KG		
	190	4	-----その他のもの	KG		190	4	-----その他のもの	KG		
			-----くん製したもの					(新規)			
			-----くん製したもの					(新規)			
03.07	510	2	-----えび	KG	03.07						
	590	5	-----その他のもの	KG							
			-----その他のもの								
	220	6	-----えび	KG		210	3	-----えび	KG		
	290	6	-----その他のもの	KG		290	6	-----その他のもの	KG		
			軟体動物 (生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した軟体動物 (殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)					軟体動物 (生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)並びに水棲無脊椎動物 (甲殻類を除く。)の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)			
			一かき			0307.10		一かき			
	0307.11	000	5	-----生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		KG	100	1	-----生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	KG	
	0307.19	100	6	-----冷凍したもの		KG	200	3	-----その他のもの	KG	
			-----くん製したもの								
		-----貝柱	KG								
		-----その他のもの	KG								
		-----その他のもの	KG								
0307.21			一スキャロップ (ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。)		0307.21		一スキャロップ (ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。)				
			(省略)				(同左)				
	0307.29	100	3	-----冷凍したもの	KG	0307.29	100	3	-----冷凍したもの	KG	
			-----くん製したもの	KG				(新規)			
			-----その他のもの	KG							
0307.31			一貝 (ミュティルス属又はペルナ属のもの)		0307.31						
			(省略)								
	0307.39	100	0	-----冷凍したもの		KG	0307.39	100	0	-----冷凍したもの	KG
			-----くん製したもの						(新規)		
			-----貝柱	KG					(新規)		
		-----その他のもの	KG				(新規)				
0307.41			一いか (セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセビオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセビオティウチス属のもの)		0307.41						
			-----生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの								
			-----生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの								
			-----貝柱	KG							
			-----その他のもの	KG							

新 (2012年)				旧 (2011年)								
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位				
			I	II				I	II			
0307.49	010	6	び冷蔵したもの ---もんごういか(セピア・オフィ キナリス)		KG	0307.49	010	6	び冷蔵したもの ---もんごういか		KG	
	090	2	---その他のもの ---その他のもの ---冷凍したもの		KG		090	2	---その他のもの ---その他のもの ---冷凍したもの		KG	
	110	0	-----もんごういか (セピア・オ フィキナリス)		KG		110	0	-----もんごういか		KG	
	190	3	-----その他のもの		KG		190	3	-----その他のもの		KG	
	500	5	-----くん製したもの -----その他のもの		KG		200	6	---その他のもの (新 規)		KG	
	210	2	-----もんごういか (セピア・オ フィキナリス)		KG							
	290	5	-----その他のもの		KG							
0307.51			-たこ (オクトプス属のもの) (省 略)			0307.51			-たこ (オクトプス属のもの) (同 左)			
0307.59			---その他のもの			0307.59			---その他のもの			
0307.60	100	1	---冷凍したもの		KG	0307.60	100	1	---冷凍したもの (新 規)		KG	
	500	2	---くん製したもの		KG		200	3	---その他のもの		KG	
	200	3	---その他のもの		KG							
0307.71	100	0	-かたつむりその他の巻貝 (海棲の ものを除く。)		KG	0307.71	100	0	-かたつむりその他の巻貝 (海棲の ものを除く。)		KG	
	500	1	---生きているもの、生鮮のもの及 び冷蔵し又は冷凍したもの		KG		200	2	---生きているもの、生鮮のもの及 び冷蔵し又は冷凍したもの (新 規)		KG	
	200	2	---その他のもの		KG							
			-クラム、コックル及びアーケシ ェル (ふねがい科、アイスランドが い科、ざるがい科、ふじのはなが い科、きぬまどいがい科、ほか がい科、ちどりますおがい科、お おのがい科、あさじがい科、きぬ たあげまきがい科、まてがい科、し やこがい科又はまるすだれがい科 のもの)									
			---生きているもの、生鮮のもの及 び冷蔵したもの								(新 規)	
	100	3	---貝柱		KG							
	200	5	---はまぐり ---その他のもの		KG							
	310	3	-----赤貝 (生きているものに 限る。)		KG							
	320	6	-----あさり		KG							
	390	6	-----その他のもの ---その他のもの ---冷凍したもの		KG						(新 規)	
0307.79	110	5	-----貝柱		KG							
	120	1	-----はまぐり -----その他のもの		KG							
	131	5	-----あさり		KG							
	139	6	-----その他のもの ---くん製したもの		KG							
	210	0	-----貝柱		KG							
	290	3	-----その他のもの ---その他のもの		KG							
	310	2	-----貝柱		KG							
	320	5	-----はまぐり (塩蔵し又は塩水 漬けたものに限る。)		KG							
			-----その他のもの									
	331	2	-----はまぐり (乾燥したもの に限る。)		KG							
	339	3	-----その他のもの -あわび (ハリオティス属のもの)		KG							
	0307.81	000	5	---生きているもの、生鮮のもの及		KG				(新 規)		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0307.89		び冷蔵したもの					(新規)		
100	6	---その他のもの		KG					
200	1	----冷凍したもの		KG					
300	3	----くん製したもの		KG					
		----その他のもの		KG					
		-その他のもの(軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)					-その他のもの(水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。))の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)		
0307.91		---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの			0307.91		---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
010	5	----貝柱		KG			----水棲無脊椎動物(生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)		
		----いか							
021	2	-----もんごういか		KG	110	0	-----うに		KG
029	3	-----その他のもの		KG	190	3	-----その他のもの		KG
		-----その他のもの			200	6	----貝柱		KG
091	2	-----スキャロップ(いたやがい科のもの)		KG			----いか		
		-----その他のもの			310	4	-----もんごういか		KG
092	3	-----しじみ		KG	390	0	-----その他のもの		KG
099	3	-----その他のもの		KG			----その他のもの		
					410	6	-----はまぐり		KG
					420	2	-----その他のもの		
					430	5	-----赤貝(生きているものに限る。)		KG
					440	1	-----うに		KG
					450	4	-----くらげ		KG
							-----あわび		KG
							-----その他のもの		
					460	0	-----あさり		KG
					470	3	-----しじみ		KG
							-----その他のもの		
					491	3	-----軟体動物		KG
					499	4	-----その他のもの		KG
0307.99		---その他のもの			0307.99		---その他のもの		
		----冷凍したもの					----冷凍したもの		
110	6	----貝柱		KG	110	6	----貝柱		KG
		----いか					----いか		
121	3	-----もんごういか		KG	121	3	-----もんごういか		KG
129	4	-----その他のもの		KG	129	4	-----その他のもの		KG
		-----その他のもの					-----うに、くらげ及びなまこ		
131	6	-----スキャロップ(いたやがい科のもの)		KG	131	6	-----うに		KG
		-----その他のもの			132	0	-----くらげ		KG
132	0	-----しじみ		KG	139	0	-----その他のもの		KG
139	0	-----その他のもの		KG			----その他のもの		
		----くん製したもの			141	2	-----はまぐり		KG
210	1	----いか、スキャロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱		KG	142	3	-----その他のもの		
					143	4	-----あわび		KG
290	4	----その他のもの		KG	144	5	-----あさり		KG
		----その他のもの			149	3	-----しじみ		KG
		----いか(もんごういかを除く。)、スキャロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱					-----その他のもの		
310	3	----いか(もんごういかを除く。)		KG	210	1	-----その他のもの		
					220	4	-----貝柱		KG
320	6	----スキャロップ(いたやがい科のもの)		KG			----いか		KG
							-----うに、くらげ及びなまこ		
330	2	----貝柱		KG	231	1	-----うに		KG
		----その他のもの			232	2	-----くらげ		KG
					239	2	-----その他のもの		KG
							----その他のもの		
							-----はまぐり		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
03.08	391	0	-----	もんごういか	241	4	-----	塩蔵し又は塩水漬けした	KG
	399	1	-----	その他のもの				たもの	
					242	5	-----	乾燥したもの	KG
					249	5	-----	その他のもの	KG
03.08							(新規)		
0308.11									
	100	5	---	生きていますもの				KG	
	200	0	---	その他のもの				KG	
0308.19									
	100	4	---	くん製したもの				KG	
			---	その他のもの					
	210	2	---	冷凍したもの				KG	
	290	5	---	その他のもの				KG	
0308.21									
	100	2	---	生きていますもの				KG	
	200	4	---	その他のもの				KG	
0308.29									
	100	1	---	くん製したもの				KG	
			---	その他のもの					
	210	6	---	冷凍したもの				KG	
	290	2	---	その他のもの				KG	
0308.30									
	100	0	---	生きていますもの				KG	
	200	2	---	くん製したもの				KG	
			---	その他のもの					
	310	0	---	生鮮のもの及び冷蔵したもの				KG	
	320	3	---	冷凍したもの				KG	
0308.90									
	390	3	---	その他のもの				KG	
			---	その他のもの					
			---	生きていますもの					
	110	6	---	うに				KG	
	190	2	---	その他のもの				KG	
			---	生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの					
			---	生鮮のもの及び冷蔵したもの					
	211	2	---	うに				KG	
	212	3	---	くらげ				KG	
	219	3	---	その他のもの				KG	
			---	冷凍したもの					
	291	5	---	うに				KG	
	292	6	---	くらげ				KG	
	299	6	---	その他のもの				KG	

新 (2012年)				旧 (2011年)										
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位						
			I	II				I	II					
04.01	300	0	---	KG	04.01		ミルク及びクリーム (濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)							
	411	6	---	KG										
	412	0	---	KG										
	420	1	---	KG										
	0401.10		(省 略)							0401.10		(同 左)		
	0401.20		(省 略)							0401.20		(同 左)		
	0401.40		一脂肪分が全重量の6%を超え10%以下のもの							0401.30		一脂肪分が全重量の6%を超えるもの		
		110	3	---						KG		一滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の13%以上のクリーム (滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。)		
		190	†	---						KG		---		
		200	2	---						KG		一脂肪分が全重量の45%以下のもの		
0401.50			一脂肪分が全重量の10%を超えるもの		111	0	---	KG						
			一滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の13%以上のクリーム (滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。)		119	†	---	KG						
			---		121	3	---	KG						
			一脂肪分が全重量の45%以下のもの		129	†	---	KG						
			---		200	5	---	KG						
	111	1	---	KG			---							
	119	†	---	KG			---							
	121	4	---	KG			---							
	129	†	---	KG			---							
	200	6	---	KG			---							
04.07			殻付きの鳥卵 (生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。)		04.07		殻付きの鳥卵 (生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。)							
0407.11	000	1	一鶏 (ガールス・ドメスティクス) のもの	KG	100	0	一ふ化用のもの	KG						
0407.19	000	0	一その他のもの	KG	210	†	一新鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	KG						
0407.21	000	†	一鶏 (ガールス・ドメスティクス) のもの	KG	220	1	一その他のもの	KG						
0407.29	000	†	一その他のもの	KG										
0407.90			一その他のもの											
	100	†	一冷凍したもの	KG										
	200	3	一その他のもの	KG										
06.03			切花及び花芽 (生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)		06.03		切花及び花芽 (生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)							
0603.11			一新鮮のもの		0603.11		一新鮮のもの							
			(省 略)				(同 左)							
0603.14					0603.14									
0603.15	000	4	一ゆり (リリウム属のもの)	KG			(新 規)							
0603.19	000	0	一その他のもの	KG	0603.19		一その他のもの							
					010	3	---	KG						

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0603.90		(省 略)			0603.90	090	6	---	KG
06.04		植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）			06.04			---	KG
0604.20	000	4	KG		0604.10	000	0	---	KG
0604.90	000	4	KG					---	KG
					0604.91	000	3	---	KG
					0604.99	000	2	---	KG
07.09		その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			07.09			---	KG
0709.20		(省 略)			0709.20			---	KG
0709.70					0709.70			---	KG
					0709.90			---	KG
0709.91	000	3	KG			010	0	---	KG
0709.92	000	2	KG					---	KG
0709.93	000	1	KG			091	4	---	KG
						092	5	---	KG
0709.99						099	5	---	KG
	100	4	KG					---	KG
	200	6	KG					---	KG
07.13		乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）			07.13			---	KG
0713.10		(省 略)			0713.10			---	KG
0713.20		(省 略)			0713.20			---	KG
		一ささげ属又はいんげんまめ属の豆						---	KG
0713.31		(省 略)			0713.31			---	KG
0713.33					0713.33			---	KG
0713.34								---	KG
	100	5	KG					---	KG
								---	KG
	210	3	KG					---	KG
								---	KG
	291	0	MT					---	KG
								---	KG
	299	†	MT					---	KG
0713.35								---	KG
	100	4	KG					---	KG
								---	KG
	210	2	KG					---	KG

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0713.39 0713.50 0713.60	291	6	が政令で定めるところにより証明されたもの -----その他のもの -----共通の限度数量以内のもの		0713.39 0713.50		(同 左) (新 規)		
	299	†	の -----その他のもの (省 略)						
0713.90 07.14	100	0	-き豆 (カヤヌス・カヤン) --薬品処理 (例えば、殺菌又は発芽促進のための処理) により専ら播種用に適するようにしたものの --その他のもの		0713.90 07.14		(同 左)		
	210	5	--播種用のもの (野菜栽培用のものに限る。) である旨が政令で定めるところにより証明されたもの --その他のもの						
0714.10 0714.20 0714.30	291	2	-----共通の限度数量以内のもの -----その他のもの (省 略)		0714.10 0714.20		(同 左) (同 左) (新 規)		
	299	†	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎 (生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。) 並びにサゴヤしの髓 (省 略) (省 略)						
0714.40 0714.50	100	0	--ヤム芋 (ディオスコレア属のもの) --冷凍したもの --その他のもの		0714.90		(新 規)		
	200	2	--さといも (コロカシア属のもの) --冷凍したもの --その他のもの						
0714.90	100	4	--アメリカさといも (クサントソマ属のもの) --冷凍したもの --その他のもの		0714.90		(新 規)		
	200	†	--アメリカさといも (クサントソマ属のもの) --冷凍したもの --その他のもの						
08.01	100	1	--冷凍したもの --その他のもの		08.01		(同 左) (新 規)		
	200	3	--その他のもの --冷凍したもの						
0801.11 0801.12 0801.19 0801.32	100	3	--その他のもの		0801.11 0801.19 0801.32		(同 左) (同 左)		
	200	5	ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット (生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。) 並びにサゴヤしの髓 --ココヤシの実 (省 略) --内果皮付きのもの (省 略)						
					110	6	-----さといも	KG	
					120	2	-----その他のもの -----その他のもの	KG	
					210	1	-----さといも (生鮮のものに限る。)	KG	
					290	4	-----その他のもの	KG	

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
08.02		その他のナット (生鮮のもの及び乾燥したものに限定のものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)			08.02		その他のナット (生鮮のもの及び乾燥したものに限定のものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)		
0802.11		(省 略)			0802.11		(同 左)		
0802.32		ーくり (カスターナ属のもの)			0802.32				
0802.41	000	ー殻付きのもの		KG	0802.40	000	ーくり (カスターナ属のもの)		KG
0802.42	000	ー殻を除いたもの		KG					
0802.51	000	ーピスタチオナット			0802.50	000	ーピスタチオナット		KG
0802.52	000	ー殻付きのもの		KG					
0802.52	000	ー殻を除いたもの		KG					
0802.61	000	ーマカダミアナット			0802.60	000	ーマカダミアナット		KG
0802.61	000	ー殻付きのもの		KG					
0802.62	000	ー殻を除いたもの		KG					
0802.70	000	ーコーラナット (コラ属のもの)		KG			(新 規)		
0802.80	000	ーびんろう子		KG			(新 規)		
0802.90		ーその他のもの			0802.90		ーその他のもの		
	300	(削 除)				100	ーびんろう子		KG
	900	ーペカン		KG		300	ーペカン		KG
		ーその他のもの		KG		900	ーその他のもの		KG
08.03		バナナ (プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限定のもの)			08.03		バナナ (プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限定のもの)		
0803.10		ープランテイン			0803.00		ーその他のもの		
	100	ー生鮮のもの		KG		100	ー生鮮のもの		KG
	200	ー乾燥したもの		KG		200	ー乾燥したもの		KG
0803.90		ーその他のもの							
	100	ー生鮮のもの		KG					
	200	ー乾燥したもの		KG					
08.08		りんご、梨及びマルメロ (生鮮のものに限定のもの)			08.08		りんご、なし及びマルメロ (生鮮のものに限定のもの)		
0808.10	000	ーりんご		KG	0808.10	000	ーりんご		KG
0808.30	000	ー梨		KG	0808.20	000	ーなし及びマルメロ		KG
0808.40	000	ーマルメロ		KG					
08.09		あんず、さくらんぼ、桃 (ネクタリンを含む。)、プラム及びスロー (生鮮のものに限定のもの)			08.09		あんず、さくらんぼ、桃 (ネクタリンを含む。)、プラム及びスロー (生鮮のものに限定のもの)		
0809.10	000	ーあんず		KG	0809.10	000	ーあんず		KG
		ーさくらんぼ			0809.20	000	ーさくらんぼ		KG
0809.21	000	ーサワーチェリー (ブルヌス・ケラス)		KG					
0809.29	000	ーその他のもの		KG					
0809.30		(省 略)			0809.30		(同 左)		
0809.40		(省 略)			0809.40		(同 左)		
08.10		その他の果実 (生鮮のものに限定のもの)			08.10		その他の果実 (生鮮のものに限定のもの)		
0810.10		(省 略)			0810.10		(同 左)		
0810.20		(省 略)			0810.20		(同 左)		
0810.30	000	ーブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー		KG			(新 規)		
0810.40	000	ー克蘭ベリー、ビルベリーその他のヴァキニウム属の果実		KG	0810.40	000	ー克蘭ベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実		KG
0810.50		(省 略)			0810.50		(同 左)		
0810.60		(省 略)			0810.60		(同 左)		
0810.70	000	ー柿		KG			(新 規)		
0810.90		ーその他のもの			0810.90		ーその他のもの		
	210	ーランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びびごれんし		KG		210	ーランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びびごれんし		KG
	290	ーその他のもの		KG			ーその他のもの		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
08.11		冷凍果実及び冷凍ナット (調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)			08.11		冷凍果実及び冷凍ナット (調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)		
0811.10		(省 略)			0811.10		(同 左)		
0811.20		(省 略)			0811.20		(同 左)		
0811.90		－その他のもの			0811.90		－その他のもの		
	110	1 ー砂糖を加えたもの				110	1 ー砂糖を加えたもの		
	130	0 ーパイナップル	KG			120	4 ーパイナップル	KG	
	140	3 ーベリー	KG						
	140	3 ーサワーチェリー (プルナス・ケラスス)	KG						
	150	6 ー桃及び梨	KG						
		ーその他のもの							
	120	4 ーパパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	KG			130	0 ーベリー	KG	
		ーその他のもの				140	3 ーサワーチェリー	KG	
	190	† ーパイナップル	KG			150	6 ー桃及びなし	KG	
		ーその他のもの				190	† ーその他のもの	KG	
	210	3 ーパイナップル	KG						
	220	6 ーパパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	KG			210	3 ーその他のもの	KG	
		ーその他のもの				220	6 ーパイナップル	KG	
		ー桃、梨及びベリー							
	230	2 ーベリー	KG			230	2 ー桃、なし及びベリー	KG	
	240	5 ー桃及び梨	KG			240	5 ーベリー	KG	
		ーその他のもの							
	280	3 ーカムカム	KG			280	3 ー桃及びなし	KG	
	290	† ーその他のもの	KG			290	† ーその他のもの	KG	
08.12		一時的な保存に適する処理をした果実及びナット (例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)			08.12		一時的な保存に適する処理をした果実及びナット (例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)		
0812.10		(省 略)			0812.10		(同 左)		
0812.90		－その他のもの			0812.90		－その他のもの		
	100	† ーバナナ	KG			100	† ーバナナ	KG	
	200	† ーオレンジ	KG			200	† ーバナナ	KG	
	300	† ーグレープフルーツ (ポメロを含む。)	KG			300	† ーオレンジ	KG	
		ーその他のもの					† ーグレープフルーツ (ポメロを含む。)	KG	
		ーその他のもの					ーその他のもの		

新 (2012年)				旧 (2011年)								
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位				
			I	II				I	II			
08.13	410	5	レモン及びライム (保存用の 溶液により一時的な保存に適 する処理をしたものを除く。)		KG	08.13	410	5	レモン及びライム (保存用の 溶液により一時的な保存に適 する処理をしたものを除く。)		KG	
	430	4	くり (カスターネア属のもの)		KG		420	1	パパイヤ、ポポー、アボカド、 グアバ、ドリアン、ビリンビ、 チャンペダ、ナンカ、パンの 実、ランブータン、ジャンボ、 レンブ、サボテ、チェリモア、 サントル、シュガーアップル、 マンゴー、カスターアップル、 パッションフルーツ、ランソ ム、マンゴスチン、サワーサッ プ及びレイシ		KG	
	420	1	パパイヤ、ポポー、アボカ ド、グアバ、ドリアン、 ビリンビ、チャンペダ、ナ ンカ、パンの実、ランブー タン、ジャンボ、レンブ、 サボテ、チェリモア、サン トル、シュガーアップル、 マンゴー、カスターアップ ル、パッションフルーツ、 ランソム、マンゴスチン、 サワーサップ及びレイシ		KG		430	4	くり		KG	
	440	0	マンダリン、タンジェリン 及びうんしゅうみかん並び にクレメンタイン、ウィル キングその他これらに類す るかんきつ類の交雑種		KG		440	0	マンダリン、タンジェリン及 びうんしゅうみかん並びにク レメンタイン、ウィルキング その他これらに類するかんき つ類の交雑種		KG	
	490	1	その他のもの		KG		490	1	その他のもの		KG	
			乾燥果実 (第08.01項から第08.06項 までのものを除く。)及びこの類の ナット又は乾燥果実を混合したもの				08.13		乾燥果実 (第08.01項から第08.06項 までのものを除く。)及びこの類の ナット又は乾燥果実を混合したもの			
			(省 略)				08.13.50		この類のナット又は乾燥果実を混 合したもの			
			この類のナット又は乾燥果実を混 合したもの				010	0	ナット又は乾燥果実の単一成分 の含有量が全重量の50%を超え るもの (くり (カスターネア属の もの)、くるみ、ピスタチオナッ ト、コーラナット (コラ属のも の)、第0802.90号のナット又は 第0813.10号から第0813.40号 までの乾燥果実のいずれかを含 むものを除く。)		KG	
		090	3	その他のもの			KG	090	3	その他のもの		KG
	09.04			とうがらし属又はピメンタ属の果実 (乾燥し、破碎し又は粉碎したも のに限る。)及びこしょう属のペッパー -ペッパー				09.04		とうがらし属又はピメンタ属の果実 (乾燥し、破碎し又は粉碎したも のに限る。)及びこしょう属のペッパー -ペッパー		
			(省 略)			0904.11		(同 左)				
			破碎し又は粉碎したもの			0904.12		破碎し又は粉碎したもの				
	100	2	小売用の容器入りにしたもの		KG	100	2	小売用の容器入りにしたもの		KG		
	200	4	その他のもの		KG	200	4	その他のもの		KG		
			とうがらし属又はピメンタ属の果 実			0904.20		とうがらし属又はピメンタ属の果 実 (乾燥し、破碎し又は粉碎した ものに限る。)				
	0904.21		乾燥したもの (破碎及び粉碎の いずれもしてないものに限る。)			100	1	小売用の容器入りにしたもの		KG		
	100	0	小売用の容器入りにしたもの		KG			その他のもの				
	200	2	その他のもの		KG	210	6	破碎及び粉碎のいずれもして ないもの		KG		
	0904.22		破碎し又は粉碎したもの			220	2	破碎し又は粉碎したもの		KG		
	100	6	小売用の容器入りにしたもの		KG							
	200	1	その他のもの		KG							
09.05			バニラ豆			09.05		バニラ豆				
	0905.10	000	0	破碎及び粉碎のいずれもしてない もの		KG	0905.00	000	3	バニラ豆	KG	
	0905.20	000	4	破碎し又は粉碎したもの		KG						

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
09.07		丁子 (果実、花及び花梗に限る。)			09.07		丁子 (果実、花及び花梗に限る。)		
0907.10		―破碎及び粉碎のいずれもしてないもの			0907.00		―小売用の容器入りにしたもの		KG
	100	5		KG		100	1	―その他のもの	
	200	0		KG		210	6	―破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG
0907.20		―破碎し又は粉碎したもの						―破碎し又は粉碎したもの	KG
	100	2		KG		220	2	―その他のもの	
	200	4		KG					
09.08		肉づく、肉づく花及びカルダモン類			09.08		肉づく、肉づく花及びカルダモン類		
0908.11		―肉づく			0908.10		―肉づく		
		―破碎及び粉碎のいずれもしてないもの				100	3	―小売用の容器入りにしたもの	KG
	100	2		KG		210	1	―その他のもの	KG
	200	4		KG		220	4	―破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG
0908.12		―破碎し又は粉碎したもの			0908.20		―肉づく花		KG
	100	1		KG		100	0	―小売用の容器入りにしたもの	KG
	200	3		KG		210	5	―その他のもの	KG
0908.21		―肉づく花						―破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	
	100	6		KG		220	1	―破碎し又は粉碎したもの	KG
	200	1		KG					
0908.22		―破碎し又は粉碎したもの							
	100	5		KG		0908.30		―カルダモン類	
	200	0		KG		100	4	―小売用の容器入りにしたもの	KG
0908.31		―カルダモン類						―その他のもの	
		―破碎及び粉碎のいずれもしてないもの				210	2	―破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG
	100	3		KG		220	5	―破碎し又は粉碎したもの	KG
	200	5		KG					
0908.32		―破碎し又は粉碎したもの							
	100	2		KG		09.09		アニス、大ういきよう、ういきよう、	
	200	4		KG				コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	
								(削 除)	
09.09		アニス、大ういきよう、ういきよう、			09.09		アニス、大ういきよう、ういきよう、		
		コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー					コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー		
							―アニス又は大ういきようの種		
					0909.10		―小売用の容器入りにしたもの		KG
						100	1	―その他のもの	
						210	6	―破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG
						220	2	―破碎し又は粉碎したもの	KG
0909.21		―コリアンダーの種			0909.20		―コリアンダーの種		
		―破碎及び粉碎のいずれもしてないもの				100	5	―小売用の容器入りにしたもの	KG
	100	4		KG		210	3	―その他のもの	KG
	200	6		KG				―破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	
0909.22		―破碎し又は粉碎したもの				220	6	―破碎し又は粉碎したもの	KG
	100	3		KG					
	200	5		KG		0909.30		―クミンの種	
0909.31		―クミンの種				100	2	―小売用の容器入りにしたもの	KG
		―破碎及び粉碎のいずれもしてないもの						―その他のもの	
	100	1		KG		210	0	―破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG
	200	3		KG		220	3	―破碎し又は粉碎したもの	KG
0909.32		―破碎し又は粉碎したもの							
	100	0		KG		0909.40		―カラウエイの種	
	200	2		KG		100	6	―小売用の容器入りにしたもの	KG
0909.61		―アニス、大ういきよう、カラウエイ又はういきようの種及びジュニパーベリー						―その他のもの	
		―破碎及び粉碎のいずれもしてないもの				210	4	―破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0909.62	100	6	いもの		0909.50	220	0	ないもの	
	200	1	---小売用の容器入りにしたもの	KG		0	0	---破碎し又は粉碎したもの	KG
0910	100	5	---その他のもの	KG	0910.10	100	3	---ういきよの種及びジュニパーベ	
	200	0	---破碎し又は粉碎したもの	KG		210	1	---リ-	
0910.11	100	5	---小売用の容器入りにしたもの	KG	0910.10	220	4	---小売用の容器入りにしたもの	KG
	200	0	---その他のもの	KG		210	1	---その他のもの	KG
0910.12	100	5	---破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		0910.10	220	4	---破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG
	210	3	---塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	KG		231	4	---破碎し又は粉碎したもの	KG
0910.20	291	0	---その他のもの	KG	0910.20	239	5	---その他のもの	KG
	299	1	---生鮮のもの	KG		239	5	---生鮮のもの	KG
0910.30	100	4	---破碎し又は粉碎したもの	KG	0910.30	100	6	---塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	KG
	210	2	---その他のもの	KG		210	4	---小売用の容器入りにしたもの	KG
0910.91	291	6	---小売用の容器入りにしたものの	KG	0910.91	231	4	---その他のもの	KG
	299	0	---生鮮のもの	KG		239	5	---その他のもの	KG
0910.99	110	5	(省 略)		0910.99	100	2	(同 左)	
	210	0	(省 略)			200	4	(同 左)	
10.01	290	3	---その他の香辛料		10.01	911	0	---その他の香辛料	
	911	0	---この類の注1 (b) の混合物			919	1	---この類の注1 (b) の混合物	
10.01	919	1	---カレー	KG	10.01	991	3	---小売用の容器入りにしたもの	KG
	991	3	---その他のもの	KG		991	3	---その他のもの	KG
10.01	992	4	---小売用の容器入りにしたものの	KG	10.01	992	4	---小売用の容器入りにしたもの	KG
	993	5	---その他のもの	KG		992	4	---その他のもの	KG
10.01	994	6	---破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG	10.01	993	5	---破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG
	994	6	---破碎し又は粉碎したもの	KG		994	6	---破碎し又は粉碎したもの	KG
10.01			小麦及びメスリン		10.01			小麦及びメスリン	

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
1001.11	010	ーデュラム小麦 ー播種用のもの ー政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		MT	1001.10	010	ーデュラム小麦 ー政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		MT
	090	ーその他のもの ーその他のもの		MT		090	ーその他のもの		MT
1001.19	010	ー政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		MT					
	090	ーその他のもの ーその他のもの		MT					
1001.91	011	ー播種用のもの ー政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		MT	1001.90		ーその他のもの ー政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		MT
	019	ーメスリン ーその他のもの ーその他のもの		MT		011	ーメスリン ーその他のもの		MT
	091	ーメスリン		MT		016	ー飼料用のもの		MT
	099	ーその他のもの ー政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		MT		019	ーその他のもの ーその他のもの		MT
1001.99	011	ーメスリン ーその他のもの		MT		092	ーメスリン ーその他のもの		MT
		ー政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		MT		093	ー飼料用のもの		MT
		ーメスリン ーその他のもの		MT		099	ーその他のもの		MT

新 (2012年)				旧 (2011年)																	
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位													
			I	II				I	II												
10.02 1002.10	016	1	----	MT	10.02 1002.00	010	1	ライ麦 -薬品処理 (例えば、殺菌又は発芽促進のための処理) により専ら播種用に適するようにしたもの	MT												
	019	4	----	MT																	
	091	†	----	MT																	
		†	----	MT																	
	096	†	----	MT																	
		†	----	MT																	
	1002.90	020	1	----						MT	021	5	-飼料用のもの	MT							
		090	5	----						MT					029	6	-その他のもの	MT			
	10.03 1003.10	010	3	大麦及び裸麦 -播種用のもの -政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの						MT	10.03 1003.00	011	0	大麦及び裸麦 -政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの					MT		
															1003.90	090	†	-その他のもの -政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		MT	019
011		1	-飼料用のもの	MT																	
					019	2	-その他のもの	MT	091	†					-飼料用のもの	MT					
091		†	-飼料用のもの	MT													099	†		-その他のもの	MT
					10.04 1004.10	010	1	オート -播種用のもの -薬品処理 (例えば、殺菌又は発芽促進のための処理) により専ら播種用に適するようにしたもの	MT	10.04 1004.00					010	4					
1004.90		090	4	-その他のもの													MT	090		0	-その他のもの
						000	2	-その他のもの	MT												
1007.10		010	2	グリーンソルガム -播種用のもの -薬品処理 (例えば、殺菌又は発													MT	10.07 1007.00		010	5

新 (2012年)				旧 (2011年)							
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
1007.90	020	5	芽促進のための処理) により専ら播種用に適するようになったもの		091	2	促進のための処理) により専ら播種用に適するようになったもの		MT		
			--その他のもの							--その他のもの	
	010	6	--飼料用のもの (税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。)				099	3		--飼料用のもの (税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。)	
		--その他のもの				--その他のもの					
1008			そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 (省 略)		1008		そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 (同 左)				
1008.10			--ミレット		1008.10		--ミレット		MT		
1008.21	000	0	--播種用のもの		1008.20	000	--播種用のもの		MT		
1008.29	000	6	--その他のもの							--その他のもの	
1008.30			(省 略)		1008.30		(同 左)		MT		
1008.40	100	4	--フォニオ(ディギタリア属のもの)							(新 規)	
1008.50			--薬品処理 (例えば、殺菌又は発芽促進のための処理) により専ら播種用に適するようになったもの								
			--その他のもの								
	200	6	--キヌア (ケノボディウム・クイノア)							(新 規)	
1008.60	100	1	--薬品処理 (例えば、殺菌又は発芽促進のための処理) により専ら播種用に適するようになったもの								
			--その他のもの								
	200	3	--ライ小麦							(新 規)	
1008.90	100	5	--薬品処理 (例えば、殺菌又は発芽促進のための処理) により専ら播種用に適するようになったもの								
			--その他のもの								
	210	3	--- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの								
	290	†	--- その他のもの		1008.90	010	--その他の穀物		MT		
			--その他の穀物							--薬品処理 (例えば、殺菌又は発芽促進のための処理) により専ら播種用に適するようになったもの	
	010	4	--薬品処理 (例えば、殺菌又は発芽促進のための処理) により専ら播種用に適するようになったもの							--その他のもの	
	090	0	--その他のもの		021	1	--- ライ小麦		MT		
										--- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸	

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
11.02		穀粉 (小麦粉及びメスリン粉を除く。)			11.02		入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
		(削除)			029	†	----その他のもの		MT
		(省略)			099	2	----その他のもの		MT
1102.20		1102.20			1102.10	000	5	1102.20	
1102.90		1102.90			1102.90			1102.90	
		110 0		MT	110 0			110 0	MT
		190 †		MT	190 †			190 †	MT
		210 2		MT	210 2			210 2	MT
		290 †		MT	290 †			290 †	MT
		310 4		MT	310 4			310 4	MT
		390 †		MT	390 †			390 †	MT
		410 6		MT	900	6		900	MT
		490 2		MT					MT
12.01		大豆 (割つてあるかないかを問わない。)			12.01			12.01	
1201.10		1201.10			1201.00			1201.00	
		010 6		MT	010 2			010 2	MT

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
1201.90	090	2		MT	090	5	---その他のもの		MT
	010	3		MT					
	090	6		MT					
12.02					12.02		落花生 (いっつでないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)		
1202.30					1202.10		---播種用のもの		
					010	4	---殻付きのもの ---採油用のもの (税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。)		MT
	011	6		MT			---その他のもの		
	019	0		MT	091	1	---殻を除いたもの (割つてあるかないかを問わない。)		MT
							---その他のもの		
	091	†		MT			---殻付きのもの		MT
	099	†		MT	1202.20		---殻を除いたもの (割つてあるかないかを問わない。)		MT
1202.41					010	1	---殻付きのもの ---採油用のもの (税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。)		MT
	010	1		MT			---その他のもの		
	091	5		MT	091	5	----共通の限度数量以内のもの		MT
	099	†		MT	099	†	----その他のもの		MT
1202.42							---殻を除いたもの (割つてあるかないかを問わない。)		
	010	0		MT			---採油用のもの (税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。)		
							---その他のもの		
	091	4		MT			----共通の限度数量以内のもの		MT
	099	†		MT			----その他のもの		MT
12.07					12.07		その他の採油用の種及び果実 (割つてあるかないかを問わない。)		
1207.10	000	5		MT	1207.20	000	---綿実		MT
1207.21	000	1		MT					
1207.29	000	0		MT					
1207.30	000	6		MT					
1207.40					1207.40		(新 規)		
1207.50					1207.50		(同 左)		
1207.60	000	4		MT			(同 左)		
							(新 規)		
1207.70	000	1		MT					
							(新 規)		
1207.91					1207.91		---その他のもの		
							(同 左)		
1207.99					1207.99		---その他のもの		
	010	3		MT	010	3	----大麻の種		MT
					020	6	----油やしの実及びパーム核		MT
					030	2	----ひまの種		MT
					040	5	----サフラワーの種		MT
	090	6		MT	090	6	----その他のもの		MT
12.12					12.12		海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび (生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。)		
							並びに主		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1212.21		として食用に供する果実の核及び仁 その他の植物性生産品(チコリー(キ コリウム・インテュプス変種サティ ヴム)の根で煎つてないものを含む ものとし、他の項に該当するものを 除く。) —海草その他の藻類 —食用に適するもの			1212.20		として食用に供する果実の核及び仁 その他の植物性生産品(チコリー(キ コリウム・インテュプス変種サティ ヴム)の根でいつてないものを含む ものとし、他の項に該当するものを 除く。) —海草その他の藻類 —食用のもの(生鮮のもの及び冷 蔵し、冷凍し又は乾燥したもの に限る。)		
	100	0 ---長方形(正方形を含む。)の 紙状に抄製したもので、1枚 の面積が430平方センチメー トル以下のもの	TH	KG	110	4 ---長方形(正方形を含む。)の 紙状に抄製したもので、1枚 の面積が430平方センチメー トル以下のもの	TH	KG	
	200	2 ---あまのり属のもの及びこれを 交えたもの(この号の100に 掲げるものを除く。)		KG	120	0 ---あまのり属のもの及びこれを 交えたもの(110に掲げるも のを除く。)		KG	
	310	0 ---その他のもの ----ひじき(ヒジキア・フスイ フォルミス)		KG	131	4 ---その他のもの ----ひじき(ヒジキア・フスイ フォルミス)		KG	
	321	4 ----わかめ(ウダリア・ピン ナティフィダ)		KG	133	6 ----わかめ(ウダリア・ピン ナティフィダ)		KG	
	322	5 ----乾燥したもの		KG	135	1 ----乾燥したもの		KG	
	329	5 ----その他のもの		KG	136	2 ----その他のもの		KG	
	390	3 ----常温保存のもの		KG	139	5 ----常温保存のもの		KG	
1212.29		---その他のもの ----その他のもの ----ふのり属、あまのり属、あお のり属、ひとえぐさ属、とろ ろこんぶ属又はこんぶ属のも の		KG	211	0 ----ふのり属のもの		KG	
	110	2 ----その他のもの		KG	219	1 ----その他のもの		KG	
	190	5 ----その他のもの ----てんぐさその他の寒天製造 用の海草		KG	221	3 ----てんぐさ科のもの		KG	
	211	5 ----その他のもの		KG	222	4 ----その他のもの		KG	
	219	6 ----その他のもの		KG	229	4 ----その他のもの		KG	
	290	0 ----その他のもの -その他のもの (省 略)		KG	1212.91	(同 左)			
1212.91						(新 規)			
1212.92	000	4 ---ローカストビーン(キャロブ)		KG		(新 規)			
1212.93	000	3 ---さとうきび		KG		(新 規)			
1212.94	000	2 ---チコリーの根		KG		(新 規)			
1212.99		---その他のもの ----こんにやく芋(アモルフォファ ルス)(切り、乾燥し又は粉 状にしたものであるかないか を問わない。)		KG	1212.99	---その他のもの ----こんにやく芋(アモルフォファ ルス)(切り、乾燥し又は粉 状にしたものであるかないか を問わない。)			
	110	2 ----関税割当制度による数量以 内のもの		KG	110	2 ----関税割当制度による数量以 内のもの		KG	
	190	† ----その他のもの (削 除)		KG	190	† ----その他のもの		KG	
		(削 除)			200	1 ----チコリーの根		KG	
		(削 除)				----ローカストビーン(種を含 む。)及びさとうきび			
		(削 除)			310	6 ----ローカストビーン(種を含 む。)		KG	
		----その他のもの			320	2 ----さとうきび		KG	
	910	4 ----あんず、桃(ネクタリンを 含む。)又はプラムの核及 び仁		KG	910	4 ----あんず、桃(ネクタリンを 含む。)又はプラムの核及 び仁		KG	
	990	0 ----その他のもの		KG	990	0 ----その他のもの		KG	

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
15.01		豚脂 (ラードを含む。) 及び家きん脂 (第02.09項又は第15.03項のものを除く。)			15.01		豚脂 (ラードを含む。) 及び家きん脂 (第02.09項又は第15.03項のものを除く。)		
1501.10		-ラード			1501.00		-豚脂		
	100	0		KG			-酸価が1.3を超えるもの		KG
	200	2		KG			-その他のもの		KG
1501.20		-その他の豚脂			110	6	-酸価が1.3を超えるもの		KG
	100	4		KG	120	2	-その他のもの		KG
	200	6		KG	200	5	-その他のもの		KG
1501.90	000	2		KG					
15.02		牛、羊又はやぎの脂肪 (第15.03項のものを除く。)			15.02		牛、羊又はやぎの脂肪 (第15.03項のものを除く。)		
1502.10		-タロー			1502.00		-牛脂		
	011	0		KG	011	3	-飼料用のもの		KG
	019	1		KG	019	4	-その他のもの		KG
	090	2		KG	090	5	-その他のもの		KG
1502.90		-その他のもの							
	011	4		KG					
	019	5		KG					
	090	6		KG					

第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

注
(省 略)
号注
1 (省 略)
2 第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物は、第3類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物と同一の種に属する。

備考
1 第1605.59号又は第1605.69号の細分において「いか」、「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、号注2の規定により第1605.54号に属するいか以外のもの、第1605.62号に属するうに以外のもの又は第1605.63号に属するくらげ以外のものをいう。

第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

注
(省 略)
号注
1 (省 略)
2 第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚及び甲殻類は、第3類において同一の慣用名で定める魚及び甲殻類と同一の種に属する。

(新 規)

16.04		魚 (調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 一魚 (全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)			16.04		魚 (調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 一魚 (全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)		
1604.11		(省 略)			1604.11		(同 左)		
1604.16					1604.16		(新 規)		
1604.17	000	2		KG			-その他のもの		
1604.19		-うなぎ			1604.19		-その他のもの		
		-その他のもの (削 除)				010	3	-うなぎ	KG
	020	6		KG	020	6	-節類	KG	
	090	6		KG	090	6	-その他のもの	KG	
1604.20		(省 略)			1604.20		(同 左)		
		-キャビア及びその代用物			1604.30		-キャビア及びその代用物		
1604.31	000	2		KG		010	6	-イクラ	KG
1604.32		-キャビア代用物				090	2	-その他のもの	KG
	010	4		KG					
	090	0		KG					
16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 (調製し又は保存に適す			16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 (調製し又は保存に適す		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
1605.10	010	る処理をしたものに限る。 —かに —一気密容器入りのもの —その他のもの		KG	1605.10	010	る処理をしたものに限る。 —かに —一気密容器入りのもの (くん製したものを除く。) —その他のもの		KG
	021	—米を含むもの		KG	021	0	—米を含むもの		KG
	029	—その他のもの		KG	029	1	—その他のもの		KG
1605.21		—シュリンプ及びブロン —一気密容器入りでないもの —単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したのもの			1605.20		—シュリンプ及びブロン —くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したのもの		
	011	—単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したのもの		KG	011	1	—単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したのもの		KG
	019	—その他のもの		KG	019	2	—その他のもの		KG
	021	—米を含むもの		KG	021	4	—米を含むもの		KG
	029	—その他のもの		KG	029	5	—その他のもの		KG
1605.29		—単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したのもの							
	011	—単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したのもの		KG					
	019	—その他のもの		KG					
	021	—米を含むもの		KG					
	029	—その他のもの		KG					
1605.30	010	—ロブスター —単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したのもの		KG	1605.30	010	—ロブスター —くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したのもの		KG
1605.40	020	—その他のもの —その他の甲殻類 —えび		KG	1605.40	020	—その他のもの —その他の甲殻類 —えび		KG
	011	—単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したのもの		KG	011	2	—くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したのもの		KG
	012	—その他のもの		KG	012	3	—その他のもの		KG
	200	—その他のもの		KG	200	2	—その他のもの		KG
1605.51		—軟体動物 —かき			1605.90		—その他のもの —くん製したのもの		
	010	—一気密容器入りのもの		KG	110	2	—いか、帆立貝及び貝柱のもの		KG
	090	—その他のもの		KG	190	5	—その他のもの		KG
1605.52	000	—スキャロップ(いたや貝を含む。)		KG			—その他のもの		
1605.53		—い貝					—いか及びくらげ		
	010	—一気密容器入りのもの		KG			—いか		
	090	—その他のもの		KG			—一気密容器入りのもの		
1605.54		—いか —一気密容器入りのもの			212	6	—米を含むもの		KG
	011	—米を含むもの		KG	213	0	—その他のもの		KG
	019	—その他のもの		KG			—その他のもの		
	091	—米を含むもの		KG	214	1	—米を含むもの		KG
	099	—その他のもの		KG	219	6	—その他のもの		KG
1605.55		—たこ			211	5	—くらげ		KG
	010	—一気密容器入りのもの		KG	220	0	—なまこ及びうに		KG
					290	†	—あわび		KG

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
1605.56	090	3	----	KG	295	5	-----帆立貝		KG
			---クラム、コックル及びアークシェル					-----その他の軟体動物のもの	
	010	6	---	KG	293	3	-----気密容器入りのもの		KG
	090	2	----	KG	294	4	-----その他のもの		KG
1605.57	000	†	--	KG	299	2	-----その他のもの		KG
1605.58			---かたつむりその他の巻貝 (海棲のものを除く。)						
	010	4	---	KG					
	090	0	----	KG					
1605.59			--その他のもの						
			----いか						
			-----気密容器入りのもの						
	111	6	-----米を含むもの	KG					
	119	0	-----その他のもの	KG					
			-----その他のもの						
	191	2	-----米を含むもの	KG					
	199	3	-----その他のもの	KG					
			----その他のもの						
	210	0	-----スカロップ (いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はプラコベクテン属のもの及びいたや貝を除く。)	KG					
			----その他のもの						
	291	4	-----気密容器入りのもの	KG					
	299	5	-----その他のもの	KG					
			--その他の水棲無脊椎動物						
1605.61	000	5	--	KG					
1605.62	000	4	--	KG					
1605.63	000	3	--	KG					
1605.69			--その他のもの						
	100	6	----	KG					
	200	1	----	KG					
	300	3	----	KG					

第17類 糖類及び砂糖菓子

注

(省 略)

号注

1 第1701.12号、第1701.13号及び第1701.14号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計 (旋光度を測定するものに限る。) の読みで99.5度未満に相当する砂糖をいう。

2 第1701.13号の物品には、分蜜をすることなく得た甘しや糖で、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで69度以上93度未満に相当するもののみを含む。この物品は、糖蜜その他のさとうきびの組成分から成る残留物に取り囲まれたもので、肉眼により判別できない天然の他形の微結晶 (不規則な形のものに限る。) のみを有するものである。

第17類 糖類及び砂糖菓子

注

(同 左)

号注

1 第1701.11号及び第1701.12号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計 (旋光度を測定するものに限る。) の読みで99.5度未満に相当する砂糖をいう。

(新 規)

17.01		甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖 (固体のものに限る。)			17.01		甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖 (固体のものに限る。)		
		—粗糖 (香料又は着色料を加えてないものに限る。)					—粗糖 (香料又は着色料を加えてないものに限る。)		
		(削 除)			1701.11		---甘しや糖		
							----乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度未満に相当するもの		
					110	1	----含みつ糖		MT
					190	4	----分みつ糖		MT
					200	0	----その他のもの		MT
1701.12		(省 略)			1701.12		(同 左)		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1701.13 1701.14	000 1	---この類の号注2の甘しや糖 ---その他の甘しや糖 ---乾燥状態において、全重量に 対するしよ糖の含有量が、検 糖計の読みで98.5度未満に相 当するもの		MT			(新 規) (新 規)		
1701.91 1701.99	110 190 200	-----分蜜糖 -----その他のもの -----その他のもの -その他のもの (省 略)		MT MT MT	1701.91 1701.99		-その他のもの (同 左) (同 左)		
17.02		その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、 麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むも のとし、固体のものに限る。)、糖水 (香料又は着色料を加えてないも のに限る。)、人造はちみつ(天然は ちみつを混合してあるかないかを問 わない。)及びカラメル			17.02		その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、 麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むも のとし、固体のものに限る。)、糖水 (香料又は着色料を加えてないも のに限る。)、人造はちみつ(天然は ちみつを混合してあるかないかを問 わない。)及びカラメル		
1702.11 1702.60 1702.90		(省 略) -その他のもの(転化糖並びにその 他の糖類及び糖水の混合物で果糖 を乾燥状態において全重量の50% 含有するものを含む。)			1702.11 1702.60 1702.90		(同 左) -その他のもの(転化糖並びにその 他の糖類及び糖水の混合物で果糖 を乾燥状態において全重量の50% 含有するものを含む。)		
	110 190 211 219 290 300 410 420 510 521 522 523 529	---砂糖 -----分蜜糖 -----その他のもの ---砂糖水 -----分蜜糖のもの -----その他のもの ---人造はちみつ及びカラメル -----人造はちみつ -----カラメル ---ハイ・テスト・モラセス -----グルタミン酸及びその塩、酵 母、リジン、5'-リボヌク レオチド及びその塩その他政 令で定める物品の製造に使用 するもの -----その他のもの ---その他のもの -----香料又は着色料を加えたも の -----その他のもの -----砂糖を加えたもの -----その他のもの -----ソルボース -----麦芽糖 -----その他のもの		KG KG KG KG KG KG KG KG KG KG KG KG KG KG		110 190 211 219 290 300 410 420 510 521 522 523 529	---分みつ糖 ---その他のもの ---砂糖水 ---分みつ糖のもの ---その他のもの ---人造はちみつ及びカラメル ---人造はちみつ ---カラメル ---ハイ・テスト・モラセス ---グルタミン酸及びその塩、酵 母、リジン、5'-リボヌク レオチド及びその塩その他政 令で定める物品の製造に使用 するもの ---その他のもの ---その他のもの ---香料又は着色料を加えたも の ---その他のもの ---砂糖を加えたもの ---その他のもの ---ソルボース ---麦芽糖 ---その他のもの		KG KG KG KG KG KG KG KG KG KG KG KG KG KG
20.03		調製し又は保存に適する処理をした きのこ及びトリフ(食酢又は酢酸に より調製し又は保存に適する処理を したものを除く。)			20.03		調製し又は保存に適する処理をした きのこ及びトリフ(食酢又は酢酸に より調製し又は保存に適する処理を したものを除く。)		
2003.10		(省 略) (削 除)			2003.10 2003.20		(同 左) -トリフ		
					010	2	---気密容器入りのもの(容器とも の1個の重量が10キログラム以 下のものに限る。)		KG
					020	5	---その他のもの -その他のもの		KG
2003.90		-その他のもの -トリフ			2003.90 100	1	---砂糖を加えたもの		KG

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
20.08	010	2	---	KG	20.08	210	6	---	KG
	020	5	---	KG		220	2	---	KG
	100	1	---	KG					
	210	6	---	KG					
	220	2	---	KG					
			果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。） - ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。） - 落花生						果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。） - ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。） - 落花生
2008.11	110	3	---	KG	2008.11	110	3	---	KG
	120	6	---	KG		120	6	---	KG
	210	5	---	KG		210	5	---	KG
	291	2	---	KG		291	2	---	KG
2008.19	292	3	---	KG	2008.19	292	3	---	KG
	299	3	---	KG		299	3	---	KG
	110	2	---	KG		110	2	---	KG
	191	6	---	KG		191	6	---	KG
	192	0	---	KG		192	0	---	KG
	193	1	---	KG		193	1	---	KG
	199	0	---	KG		199	0	---	KG
	211	5	---	KG		211	5	---	KG
	219	6	---	KG		219	6	---	KG
	221	1	---	KG		221	1	---	KG
		砂糖を加えたもの					砂糖を加えたもの		
		パルプ状のもの					パルプ状のもの		
		その他のもの					その他のもの		
		カシューナット及びその他の煎つたナット					カシューナット及びその他のいつたナット		
		カシューナット					カシューナット		
		その他のもの					その他のもの		
		その他のもの					その他のもの		
		くり（気密容器入りのもので、容器とももの1個の重量が10キログラム以下のものに限るものとし、煎つたものを除く。）					くり（気密容器入りのもので、容器とももの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）		
		その他のもの					その他のもの		
		パルプ状のもの					パルプ状のもの		
		カシューナット（いつたものを除く。）					カシューナット（いつたものを除く。）		
		その他のもの					その他のもの		
		マカダミアナット					マカダミアナット		
		その他のもの					その他のもの		
		アーモンド（煎つたものに限る。）及びマカダミアナット（煎つたものを除く。）					アーモンド（いつたものに限る。）		
		マカダミアナット（煎つたものを除く。）					マカダミアナット（いつたものに限る。）		
		その他のもの					その他のもの		

新 (2012年)				旧 (2011年)							
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
2008.20 2008.80	222	2	-----アーモンド (煎つたものに限る。)		KG	2008.20 2008.80	224	4	-----ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット		KG
			-----マカダミアナット (煎つたものに限る。) 及びペカン (煎つたものに限る。)				225	5	-----カシューナット		KG
							226	6	-----ぎんなん		KG
	221	1	-----マカダミアナット (煎つたものに限る。)		KG				-----その他のもの		
	223	3	-----ペカン (煎つたものに限る。)		KG		228	1	-----いつたもの		KG
							229	2	-----その他のもの		KG
			-----ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット (コリユルス属のもの)、カシューナット及びぎんなん								
	224	4	-----ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット		KG						
	225	5	-----カシューナット		KG						
	226	6	-----ぎんなん		KG						
			-----その他のもの								
	228	1	-----煎つたもの		KG						
	229	2	-----その他のもの		KG						
			(省 略)						(同 左)		
			-----その他のもの (混合したもの (第2008.19号のものを除く。) を含む。)						-----その他のもの (混合したもの (第2008.19号のものを除く。) を含む。)		
			(省 略)						(同 左)		
	2008.91 2008.93		-----克蘭ベリー (ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア)					2008.91		(新 規)	
		110	5	-----砂糖を加えたもの			KG				
		120	1	-----パルプ状のもの			KG				
				-----その他のもの							
		210	0	-----パルプ状のもの			KG				
	2008.97	220	3	-----その他のもの			KG	2008.92		-----混合したもの	
		-----混合したもの					-----混合したもの				
		-----ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル					-----ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル				
	110	1	-----砂糖を加えたもの		KG	110	6	-----砂糖を加えたもの		KG	
	120	4	-----その他のもの		KG	120	2	-----その他のもの		KG	
		-----その他のもの					-----その他のもの				
		-----砂糖を加えたもの					-----砂糖を加えたもの				
	211	4	-----パルプ状のもの		KG	211	2	-----パルプ状のもの		KG	
	219	5	-----その他のもの		KG	219	3	-----その他のもの		KG	
		-----その他のもの					-----その他のもの				
	221	0	-----パルプ状のもの		KG	221	5	-----パルプ状のもの		KG	
2008.99	229	1	-----その他のもの		KG	229	6	-----その他のもの		KG	
		-----その他のもの					-----その他のもの				
	100	3	-----梅		KG	100	3	-----梅		KG	
		-----その他のもの					-----その他のもの				
		-----砂糖を加えたもの					-----砂糖を加えたもの				
		-----パルプ状のもの					-----パルプ状のもの				
	211	2	-----バナナ及びアボカド		KG	211	2	-----バナナ及びアボカド		KG	
	215	6	-----その他のもの		KG	215	6	-----その他のもの		KG	
		-----その他のもの					-----その他のもの				
	212	3	-----ベリー及びブルー		KG	212	3	-----ベリー及びブルー		KG	
		-----バナナ、アボカド、					-----バナナ、アボカド、				

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		マンゴー、グアバ及びマンゴスチン					マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		
213	4	-----気密容器入りのもの		KG	213	4	-----気密容器入りのもの		KG
214	5	-----その他のもの		KG	214	5	-----その他のもの		KG
216	0	-----その他のもの -----ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		KG	216	0	-----その他のもの -----ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		KG
219	3	-----その他のもの -----その他のもの -----パルプ状のもの -----バナナ、アボカドー及びブルーベリー		KG	219	3	-----その他のもの -----その他のもの -----パルプ状のもの -----バナナ、アボカドー及びブルーベリー		KG
221	5	-----バナナ及びアボカドー		KG	221	5	-----バナナ及びアボカドー		KG
222	6	-----ブルーベリー -----その他のもの		KG	222	6	-----ブルーベリー -----その他のもの		KG
226	3	-----マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		KG	226	3	-----マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		KG
234	4	-----カムカム		KG	234	4	-----カムカム		KG
227	†	-----その他のもの		KG	227	†	-----その他のもの		KG
223	0	-----その他のもの -----ブルーベリー -----バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		KG	223	0	-----その他のもの -----ブルーベリー -----バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		KG
224	1	-----気密容器入りのもの		KG	224	1	-----気密容器入りのもの		KG
225	2	-----その他のもの		KG	225	2	-----その他のもの		KG
228	5	-----さといも (ココカシア属のもの) (冷凍したものに限る。)		KG	228	5	-----さといも (冷凍したものに限る。)		KG
231	1	-----その他のもの -----ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		KG	231	1	-----その他のもの -----ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		KG
236	6	-----カムカム		KG	236	6	-----カムカム		KG
232	2	-----爆裂種のとうもろこし (通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。)		KG	232	2	-----爆裂種のとうもろこし (通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。)		KG
251	0	-----かんしょ (単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。)		KG	251	0	-----かんしょ (単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。)		KG
259	†	-----その他のもの		KG	259	†	-----その他のもの		KG
20.09		果実又は野菜のジュース (ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。) -オレンジジュース			20.09		果実又は野菜のジュース (ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。) -オレンジジュース		
2009.11 ~ 2009.79		(省 略)			2009.11 ~ 2009.79 2009.80		(同 左)		
		-その他の果実又は野菜のジュース (二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)					-その他の果実又は野菜のジュース (二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2009.81		---クランベリー (ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスダイア)ジュース			111	3	---果汁 ---砂糖を加えたもの		
	110	----砂糖を加えたもの ----しよ糖 (天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG	119	†	----しよ糖 (天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの ----その他のもの	L	KG
	190	† ----その他のもの	L	KG	122	0	----その他のもの ----しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG
	210	----その他のもの ----しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG	123	1	----ブルーングジュース	L	KG
	290	----その他のもの	L	KG	129	0	----その他のもの ----野菜ジュース	L	KG
2009.89		---その他のもの ---果汁 ---砂糖を加えたもの			210	4	----砂糖を加えたもの ----その他のもの	L	KG
	111	----しよ糖 (天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG	221	1	----気密容器入りのもの ----その他のもの	L	KG
	119	† ----その他のもの ----その他のもの ----しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG	231	4	----にんじんジュース	L	KG
	122	----ブルーングジュース	L	KG	239	5	----その他のもの	L	KG
	123	----その他のもの	L	KG					
	129	----その他のもの ----野菜ジュース	L	KG					
	210	----砂糖を加えたもの ----その他のもの	L	KG					
	221	----気密容器入りのもの ----その他のもの	L	KG					
	231	----にんじんジュース	L	KG					
	239	----その他のもの	L	KG					
2009.90		(省略)			2009.90		(同 左)		

第21類 各種の調製食料品

注
1及び2 (省略)
3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分 (例えば、肉、魚、野菜、果実及びナツト) から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は食餌療法用の調製品 (小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。

第21類 各種の調製食料品

注
1及び2 (同 左)
3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分 (例えば、肉、魚、野菜及び果実) から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は食餌療法用の調製品 (小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。

21.06		調製食料品 (他の項に該当するものを除く。)			21.06		調製食料品 (他の項に該当するものを除く。)		
2106.10		(省略)			2106.10		(同 左)		
2106.90		---その他のもの ---ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品 ---乳脂肪分が全重量の30%以下のもの ---その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの			2106.90		---その他のもの ---ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品 ---乳脂肪分が全重量の30%以下のもの ---その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
	111	----アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加		KG	111	2	----アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加		KG

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
112	3	水分解したもの		KG	112	3	水分解したもの		KG
119	†	-----その他のもの		KG	119	†	-----その他のもの		KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----調製食用脂（第04.05項の 物品の含有量が全重量の 30%を超え70%以下のもの に限る。）					-----調製食用脂（第04.05項の 物品の含有量が全重量の 30%を超え70%以下のもの に限る。）		
		-----関税割当制度による数量 以内のもの					-----関税割当制度による数量 以内のもの		
121	5	-----ニュージーランドを原 産地とするもの		KG	121	5	-----ニュージーランドを 原産地とするもの		KG
122	6	-----その他のもの		KG	122	6	-----その他のもの		KG
123	†	-----その他のもの		KG	123	†	-----その他のもの		KG
		-----その他の乳製品に係る共通 の限度数量以内のもの					-----その他の乳製品に係る共通 の限度数量以内のもの		
124	1	-----アルコールを含有しない 飲料のもと、ビタミンを もととした栄養補助食品 及び植物性たんぱくを加 水分解したもの		KG	124	1	-----アルコールを含有しない 飲料のもと、ビタミンを もととした栄養補助食品 及び植物性たんぱくを加 水分解したもの		KG
125	2	-----その他のもの		KG	125	2	-----その他のもの		KG
129	†	-----その他のもの		KG	129	†	-----その他のもの		KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----米、小麦（ライ小麦を含む。） 又は大麦（裸麦を含む。）の いずれかの含有量が全重量の 30%を超える調製食料品					-----米、小麦（ライ小麦を含む。） 又は大麦（裸麦を含む。）の いずれかの含有量が全重量の 30%を超える調製食料品		
		-----米の含有量が全重量の30% を超えるもの					-----米の含有量が全重量の30% を超えるもの		
517	2	-----政府が主要食糧の需給及 び価格の安定に関する法 律第30条の規定により輸 入するもの、同法第31条 の規定による連名による 申込みに応じて行う政府 の買入れ及び売渡しに係 る米穀等として輸入され るもの並びに同法第34条 第1項第3号に規定する 政令で定める米穀等のう ち政令で定めるところに より農林水産大臣の証明 を受けて輸入されるもの		KG	517	2	-----政府が主要食糧の需給及 び価格の安定に関する法 律第30条の規定により輸 入するもの、同法第31条 の規定による連名による 申込みに応じて行う政府 の買入れ及び売渡しに係 る米穀等として輸入され るもの並びに同法第34条 第1項第3号に規定する 政令で定める米穀等のう ち政令で定めるところに より農林水産大臣の証明 を受けて輸入されるもの		KG
518	†	-----その他のもの		KG	518	†	-----その他のもの		KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----小麦（ライ小麦を含む。） の含有量が全重量の30% を超えるもの					-----小麦（ライ小麦を含む。） の含有量が全重量の30% を超えるもの		
214	0	-----政府が主要食糧の需給 及び価格の安定に関する 法律第42条の規定 により輸入するもの、 同法第43条の規定に よる連名による申込み に応じて行う政府の買 入れ及び売渡しに係る 麦等として輸入される もの並びに同法第45条 第1項第3号に規定す る政令で定める麦等の うち政令で定めるところ により農林水産大臣の 証明を受けて輸入さ		KG	214	0	-----政府が主要食糧の需給 及び価格の安定に関する 法律第42条の規定 により輸入するもの、 同法第43条の規定に よる連名による申込み に応じて行う政府の買 入れ及び売渡しに係る 麦等として輸入される もの並びに同法第45条 第1項第3号に規定す る政令で定める麦等の うち政令で定めるところ により農林水産大臣の 証明を受けて輸入さ		KG

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
215	†	れるもの -----その他のもの -----大麦（裸麦を含む。）の 含有量が全重量の30% を超えるもの		KG	215	†	れるもの -----その他のもの -----大麦（裸麦を含む。）の 含有量が全重量の30% を超えるもの		KG
216	2	-----政府が主要食糧の需給 及び価格の安定に関する 法律第42条の規定 により輸入するもの、 同法第43条の規定に よる連名による申込み に応じて行う政府の買 入れ及び売渡しに係る 麦等として輸入される もの並びに同法第45条 第1項第3号に規定す る政令で定める麦等の うち政令で定めると ころにより農林水産大臣 の証明を受けて輸入さ れるもの		KG	216	2	-----政府が主要食糧の需給 及び価格の安定に関する 法律第42条の規定 により輸入するもの、 同法第43条の規定に よる連名による申込み に応じて行う政府の買 入れ及び売渡しに係る 麦等として輸入される もの並びに同法第45条 第1項第3号に規定す る政令で定める麦等の うち政令で定めると ころにより農林水産大臣 の証明を受けて輸入さ れるもの		KG
219	†	-----その他のもの -----その他のもの -----糖水（着色料又は香料を 加えたものに限る。）		KG	219	†	-----その他のもの -----その他のもの -----糖水（着色料又は香料を 加えたものに限る。）		KG
221	0	-----分蜜糖のもの		KG	221	0	-----分みつ糖のもの		KG
229	1	-----その他のもの		KG	229	1	-----その他のもの		KG
230	2	-----チューインガム		KG	230	2	-----チューインガム		KG
240	5	-----こんにやく -----飲料製造に使用する種類の 調製品でアルコールを含有 するもの（アルコール分が 0.5%を超えるものに限る。）		KG	240	5	-----こんにやく -----飲料製造に使用する種類の 調製品でアルコールを含有 するもの（アルコール分が 0.5%を超えるものに限る。）		KG
246	†	-----果汁をもととした調製品 （アルコール分が1%未 満のものに限る。）		KG	246	†	-----果汁をもととした調製品 （アルコール分が1%未 満のものに限る。）		KG
247	5	-----その他のもの -----その他のもの -----砂糖を加えたもの -----おたねにんじん又はそ のエキスを含有する飲 料のもと		KG	247	5	-----その他のもの -----その他のもの -----砂糖を加えたもの -----おたねにんじん又はそ のエキスを含有する飲 料のもと		KG
251	2	-----各成分のうち砂糖の 重量が最大のもの		KG	251	2	-----各成分のうち砂糖の 重量が最大のもの		KG
259	3	-----その他のもの -----ビタミンをもととした 栄養補助食品 -----各成分のうち砂糖の 重量が最大のもの		KG	259	3	-----その他のもの -----ビタミンをもととした 栄養補助食品 -----各成分のうち砂糖の 重量が最大のもの		KG
261	5	-----乳糖、乳たんぱく 又は乳脂肪を含有 するもの		KG	261	5	-----乳糖、乳たんぱく 又は乳脂肪を含有 するもの		KG
262	6	-----その他のもの		KG	262	6	-----その他のもの		KG
269	6	-----その他のもの -----その他のもの -----しよ糖の含有量が全 重量の50%未満の もの -----各成分のうち砂糖 の重量が最大のも の		KG	269	6	-----その他のもの -----その他のもの -----しよ糖の含有量が全 重量の50%未満の もの -----各成分のうち砂糖 の重量が最大のも の		KG
271	1	-----乳糖、乳たんぱ く又は乳脂肪を 含有するもの		KG	271	1	-----乳糖、乳たんぱ く又は乳脂肪を 含有するもの		KG

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
272	2	-----その他のもの		KG	272	2	-----その他のもの		KG
273	3	-----各成分のうち第 1212.21号の物品 の重量が最大の もの		KG	273	3	-----各成分のうち第 1212.20号の物品 の重量が最大の もの		KG
279	2	-----その他のもの		KG	279	2	-----その他のもの		KG
281	†	-----その他のもの		KG	281	†	-----その他のもの		KG
281	†	-----小売用の容器入り にしたもので、容 器ともの1個の重 量が500グラム以 下のもの		KG	281	†	-----小売用の容器入り にしたもので、容 器ともの1個の重 量が500グラム以 下のもの		KG
282	5	-----しよ糖の含有量が 全重量の85%以 上のもの（小売用 の容器入りにした もの（容器ともの 1個の重量が500 グラム以下のもの に限る。）、成分に 変更を加えること なく小売用の容器 入りのもの（容器 ともの1個の重量 が500グラム以下 のものに限る。） にする旨が政令で 定める手続により 証明されたもの及 び課税価格が1キ ログラムにつき 257円を超えるも のを除く。）		KG	282	5	-----しよ糖の含有量が 全重量の85%以 上のもの（小売用 の容器入りにした もの（容器ともの 1個の重量が500 グラム以下のもの に限る。）、成分に 変更を加えること なく小売用の容器 入りのもの（容器 ともの1個の重量 が500グラム以下 のものに限る。） にする旨が政令で 定める手続により 証明されたもの及 び課税価格が1キ ログラムにつき 257円を超えるも のを除く。）		KG
283	6	-----その他のもの -----乳糖、乳たんば く又は乳脂肪を 含有するもの		KG	283	6	-----その他のもの -----乳糖、乳たんば く又は乳脂肪を 含有するもの		KG
283	6	-----小売用の容器 入りにしたも の（容器ともの 1個の重量 が500グラム 以下のものに 限る。）		KG	283	6	-----小売用の容器 入りにしたも の（容器ともの 1個の重量 が500グラム 以下のものに 限る。）		KG
284	0	-----その他のもの		KG	284	0	-----その他のもの		KG
510	2	-----その他のもの -----砂糖を除く各 成分のうち、 ソルビトール の重量が最大 のもの		KG	510	2	-----その他のもの -----砂糖を除く各 成分のうち、 ソルビトール の重量が最大 のもの		KG
590	5	-----その他のもの		KG	590	5	-----その他のもの		KG
291	0	-----調製食用脂（第04.05 項の物品の含有量が全 重量の15%を超え 30%未満のものに限 る。）		KG	291	0	-----調製食用脂（第04.05 項の物品の含有量が全 重量の15%を超え 30%未満のものに限 る。）		KG
291	0	-----アルコールを含有しな い飲料のもと		KG	291	0	-----アルコールを含有しな い飲料のもと		KG
292	1	-----おたねにんじん又は そのエキスを含有す るもの		KG	292	1	-----おたねにんじん又は そのエキスを含有す るもの		KG
293	2	-----その他のもの		KG	293	2	-----その他のもの		KG

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
294	3	-----その他のもの -----第04.10項の物品の もの -----その他のもの -----ビタミンをもとと した栄養補助食品 及び植物性たんぱ くを加水分解した もの		KG	294	3	-----その他のもの -----第04.10項の物品の もの -----その他のもの		KG
295	4	-----ビタミンをもと とした栄養補助 食品		KG	295	4	-----ビタミンをもとと した栄養補助食品		KG
296	5	-----植物性たんぱく を加水分解した もの		KG	296	5	-----植物性たんぱくを 加水分解したもの		KG
301	3	-----その他のもの -----たんぱく質変性 防止剤 (冷凍す り身の製造に使 用する種類のも のでソルビトール その他の政令 で定める物品に 政令で定める調 製を加えたもの に限る。) -----その他のもの -----ひじき (ヒジ キア・フスイ フォルミス) その他の第 1212.21号の 物品のもの		KG	301	3	-----その他のもの -----たんぱく質変性 防止剤 (冷凍す り身の製造に使 用する種類のも のでソルビトール その他の政令 で定める物品に 政令で定める調 製を加えたもの に限る。) -----その他のもの -----ひじき (ヒジ キア・フスイ フォルミス) その他の第 1212.20号の 物品のもの		KG
297	6	-----ひじき (ヒ ジキア・フ スイフォル ミス)		KG	297	6	-----ひじき (ヒ ジキア・フ スイフォル ミス)		KG
401	5	-----長方形 (正 方形を含 む。) の紙 状に抄製し たのもの で、1枚の 面積が430 平方センチ メートル以 下のもの (調味した ものを除 く。)	TH	KG	401	5	-----長方形 (正 方形を含 む。) の紙 状に抄製し たのもの で、1枚の 面積が430 平方センチ メートル以 下のもの (調味した ものを除 く。)	TH	KG
298	0	-----その他のも の		KG	298	0	-----その他のも の		KG
299	1	-----その他のもの		KG	299	1	-----その他のもの		KG

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目 番号	NACS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
第24類 たばこ及び製造たばこ代用品 注 (省 略) 号注 1 第2403.11号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう(芳香油若しくは芳香エキス、糖蜜若しくは砂糖を含有するかしないか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない。)。ただし、この号には、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこを含有しない物品を含まない。					第24類 たばこ及び製造たばこ代用品 注 (同 左) (新 規)				
24.03		その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス －喫煙用たばこ(たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。)			24.03		その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス －喫煙用たばこ(たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。)		
2403.11	000	6	---	KG	2403.10	100	2	---	KG
2403.19	100	0	---	KG		200	4	---	KG
2403.91	200	2	---	KG	2403.91				
2403.99				KG	2403.99				
25.28		天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。)並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85%以下のもの			25.28				
2528.00	010	1	---	MT	2528.10	000	2	---	MT
	090	4	---	MT	2528.90	000	6	---	MT
第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう 注 (省 略) 号注 1～3 (省 略) 4 第2710.12号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 86の方法による温度210度における減重量加算留出容量が全容量の90%以上のものをいう。 5 第27.10項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂(使用済みであるかないかを問わない。)から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。					第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう 注 (同 左) 号注 1～3 (同 左) 4 第2710.11号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 86の方法による温度210度における減重量加算留出容量が全容量の90%以上のものをいう。 (新 規)				
備考 1 第2710.12号、第2710.19号及び第2710.20号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。 (a)～(f) (省 略)					備考 1 第2710.11号及び第2710.19号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。 (a)～(f) (同 左)				
27.10		石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油 －石油及び歴青油(原油を除く。) 並びにこれらの調製品(石油又は			27.10		石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油 －石油及び歴青油(原油を除く。) 並びにこれらの調製品(石油又は		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
<u>2710.12</u>		歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。 ー軽質油及びその調製品 ー石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。） ー揮発油 ー低重合度の混合アルキレン			<u>2710.11</u>		歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。 ー軽質油及びその調製品 ー石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。） ー揮発油 ー低重合度の混合アルキレン		
111	6	トリアプロピレン	KL	KG	111	0	トリアプロピレン	KL	KG
119	0	その他のもの	KL	KG	119	1	その他のもの	KL	KG
120	1	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算95%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。） ーその他のもの	KL	KG	120	2	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算95%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。） ーその他のもの	KL	KG
181	6	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの ーその他のもの ー航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）	KL	KG	181	0	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの ーその他のもの ー航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）	KL	KG
131	5	温度15度における比重が0.8017以下のもの	KL	KG	131	6	温度15度における比重が0.8017以下のもの	KL	KG
132	6	その他のもの	KL	KG	132	0	その他のもの	KL	KG
137	4	自動車の燃料用のもの	KL	KG	137	5	自動車の燃料用のもの	KL	KG
139	6	その他のもの ー灯油	KL	KG	139	0	その他のもの ー灯油	KL	KG
141	1	低重合度の混合アルキレン ーその他のもの	KL	KG	141	2	低重合度の混合アルキレン ーその他のもの	KL	KG
142	2	ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。) ーその他のもの	KL	KG	142	3	ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。) ーその他のもの	KL	KG
144	4	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの ーその他のもの	KL	KG	143	4	ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
143	3	ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG	144	5	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
149	2	その他のもの ー軽油	KL	KG	149	3	その他のもの ー軽油	KL	KG
151	4	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG	151	5	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
159	5	その他のもの	KL	KG	159	6	その他のもの	KL	KG
2710.19	900	4 ーその他のもの ー石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）	KL	KG	2710.19	900	5 ーその他のもの ー石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）	KL	KG

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
141	1	-----灯油	KL	KG	141	1	-----灯油	KL	KG
		-----低重合度の混合アルキレン					-----低重合度の混合アルキレン		
		-----その他のもの					-----その他のもの		
142	2	-----ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。)	KL	KG	142	2	-----ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。)	KL	KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
144	4	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG	143	3	-----ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
		-----その他のもの			144	4	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
143	3	-----ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG			-----その他のもの	KL	KG
149	2	-----その他のもの	KL	KG	149	2	-----軽油	KL	KG
		-----軽油					-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
151	4	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG	151	4	-----その他のもの	KL	KG
159	5	-----その他のもの	KL	KG	159	5	-----重油及び粗油	KL	KG
		-----重油及び粗油					-----温度15度における比重が0.9037以下のもの		
		-----温度15度における比重が0.9037以下のもの					-----製油の原料として使用するもの(関税法第56条第1項に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号及び第2710.20号において同じ。)		
161	0	-----重油	KL	KG	161	0	-----重油	KL	KG
162	1	-----粗油	KL	KG	162	1	-----粗油	KL	KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもの(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第2710.20号において同じ。)					-----温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもの(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。)のうち、農林漁業の用に供するもの		
163	2	-----重油	KL	KG	163	2	-----重油	KL	KG
164	3	-----粗油	KL	KG	164	3	-----粗油	KL	KG
		-----その他のもの					-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
		-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの					-----重油	KL	KG
165	4	-----重油	KL	KG	165	4	-----粗油	KL	KG
166	5	-----粗油	KL	KG	166	5	-----その他のもの	KL	KG
		-----その他のもの					-----重油	KL	KG
167	6	-----重油	KL	KG	167	6	-----粗油	KL	KG
169	1	-----粗油	KL	KG	169	1	-----温度15度における比重が0.9037を超えるもの	KL	KG
		-----温度15度における比重が0.9037を超えるもの							

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		-----製油の原料として使用するもの					-----製油の原料として使用するもの		
171	3	-----重油	KL	KG	171	3	-----重油	KL	KG
172	4	-----粗油	KL	KG	172	4	-----粗油	KL	KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの					-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
173	5	-----重油	KL	KG	173	5	-----重油	KL	KG
174	6	-----粗油	KL	KG	174	6	-----粗油	KL	KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
175	0	-----重油	KL	KG	175	0	-----重油	KL	KG
179	4	-----粗油	KL	KG	179	4	-----粗油	KL	KG
		-----潤滑油 (流動パラフィンを含む。)					-----潤滑油 (流動パラフィンを含む。)		
		-----温度15度における比重が0.8494を超えるもの (流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。) 及び温度15度における比重が0.8494以下のもの					-----温度15度における比重が0.8494を超えるもの (流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。) 並びに温度15度における比重が0.8494以下のもの		
188	6	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG	188	6	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
193	4	-----流動パラフィン	KL	KG	193	4	-----流動パラフィン	KL	KG
194	5	-----切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	KL	KG	194	5	-----切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	KL	KG
195	6	-----焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油	KL	KG	195	6	-----焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油	KL	KG
196	0	-----その他のもの	KL	KG	196	0	-----その他のもの	KL	KG
199	3	-----その他のもの	KL	KG	199	3	-----その他のもの	KL	KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
210	0	-----グリース	KL	KG	210	0	-----グリース	KL	KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
291	4	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG	291	4	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
293	6	-----液状の潤滑剤	KL	KG	293	6	-----液状の潤滑剤	KL	KG
299	5	-----その他のもの	KL	KG	299	5	-----その他のもの	KL	KG
2710.20		-----石油及び歴青油 (原油を除く。) 並びにこれらの調製品 (石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。)					-----石油及び歴青油 (原油を除く。) 並びにこれらの調製品 (石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。)		
		-----石油及び歴青油 (石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。)					-----石油及び歴青油 (石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。)		
		-----揮発油					-----揮発油		
		-----低重合度の混合アルキレン					-----低重合度の混合アルキレン		
111	5	-----トリプロピレン	KL	KG			-----トリプロピレン		
119	6	-----その他のもの	KL	KG			-----その他のもの		
120	0	-----政令で定める分留性状の試験方法による減重量加算5%留出温度と減重量加算95%留出温度との温度差	KL	KG			-----政令で定める分留性状の試験方法による減重量加算5%留出温度と減重量加算95%留出温度との温度差		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		が2度以内のもの（低重合 度の混合アルキレンを除 く。）							
		-----その他のもの							
181	5	-----政令で定める石油化学製 品の製造に使用するもの	KL	KG					
		-----その他のもの							
		-----航空機用のもの（アン チノック剤を加えてな いものを含む。）							
131	4	-----温度15度における比 重が0.8017以下のも の	KL	KG					
132	5	-----その他のもの	KL	KG					
137	3	-----自動車の燃料用のもの	KL	KG					
139	5	-----その他のもの	KL	KG					
		-----灯油							
141	†	-----低重合度の混合アルキレン	KL	KG					
		-----その他のもの							
142	1	-----ノルマルパラフィン（直 鎖飽和炭化水素の含有量 が全重量の95%以上のも のに限る。）	KL	KG					
		-----その他のもの							
144	3	-----政令で定める石油化学 製品の製造に使用する もの	KL	KG					
		-----その他のもの							
143	†	-----ジェットエンジンの 燃料用のもの	KL	KG					
149	†	-----その他のもの	KL	KG					
		-----軽油							
151	3	-----政令で定める石油化学製品 の製造に使用するもの	KL	KG					
159	†	-----その他のもの	KL	KG					
		-----重油及び粗油							
		-----温度15度における比重が 0.9037以下のもの							
		-----製油の原料として使用す るもの							
161	6	-----重油	KL	KG					
162	0	-----粗油	KL	KG					
		-----その他のもの							
		-----温度15度における比重 が0.83以上で引火点が 温度130度以下のもの のうち、農林漁業の用 に供するもの							
163	1	-----重油	KL	KG					
164	2	-----粗油	KL	KG					
		-----その他のもの							
		-----硫黄の含有量が全重 量の0.3%以下のも の							
165	3	-----重油	KL	KG					
166	4	-----粗油	KL	KG					
		-----その他のもの							
167	5	-----重油	KL	KG					
169	0	-----粗油	KL	KG					
		-----温度15度における比重が 0.9037を超えるもの							
		-----製油の原料として使用す るもの							
171	2	-----重油	KL	KG					

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
172	3	-----粗油 -----その他のもの -----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの	KL	KG					
173	4	-----重油	KL	KG					
174	5	-----粗油 -----その他のもの	KL	KG					
175	6	-----重油	KL	KG					
179	3	-----粗油 -----潤滑油 (流動パラフィンを含む。) -----温度15度における比重が0.8494を超えるもの (流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。) 及び温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG					
188	5	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの -----その他のもの	KL	KG					
193	3	-----流動パラフィン	KL	KG					
194	4	-----切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	KL	KG					
195	5	-----焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油	KL	KG					
196	6	-----その他のもの	KL	KG					
199	2	-----その他のもの -----その他のもの	KL	KG					
210	6	-----グリース -----その他のもの	KL	KG					
291	3	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの -----その他のもの	KL	KG					
293	5	-----液状の潤滑剤	KL	KG					
299	4	-----その他のもの -----廃油	KL	KG					
2710.91		(省 略)			2710.91		- 廃油		
2710.99		(省 略)			2710.99		(同 左)		

第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

注 (省 略)

号注

1 第2852.10号において「化学的に単一のもの」とは、この類の注1(a)から(e)まで及び第29類の注1(a)から(h)までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。

第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

注 (同 左)

(新 規)

28.34		亜硝酸塩及び硝酸塩			28.34		亜硝酸塩及び硝酸塩		
2834.10		(省 略)			2834.10		(同 左)		
		- 硝酸塩					- 硝酸塩		
2834.21		(省 略)			2834.21		(同 左)		
2834.29		---その他のもの --- 硝酸カルシウム及び硝酸バリウム			2834.29		---その他のもの		
						100	3	--- 硝酸カルシウム	KG
						200	5	--- 硝酸バリウム	KG
100	3	----硝酸カルシウム		KG					
200	5	----硝酸バリウム		KG					
300	0	----その他のもの		KG	300	0	----その他のもの		KG

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
28.52		水銀の無機又は有機の化合物 (化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。)			28.52		水銀の無機又は有機の化合物 (アマルガムを除く。)		
2852.10	100 †	— 化学的に単一のもの — 認証標準物質 — 無機化合物及びその製品		KG	100 †		— 認証標準物質 — 無機化合物及びその製品		KG
	210 5	— — — 硫酸塩		KG	210 1		— — — 硫酸塩		KG
	220 1	— — — 写真用の化学調製品 (ワニス、 膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。) 及び写真用の物品で混合してないもの (使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。)		KG	220 4		— — — 写真用の化学調製品 (ワニス、 膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。) 及び写真用の物品で混合してないもの (使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。)		KG
	291 2	— — — — — その他のもの — — — — — 水銀の炭化物		KG	291 5		— — — — — その他のもの — — — — — 水銀の炭化物		KG
	299 †	— — — — — その他のもの — — — 有機化合物及びその製品 — — — 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		KG	299 †		— — — — — その他のもの — — — 有機化合物及びその製品 — — — 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		KG
	911 6	— — — — — タンニン及びその誘導体		KG	911 2		— — — — — タンニン及びその誘導体		KG
	919 0	— — — — — その他のもの		KG	919 3		— — — — — その他のもの		KG
	920 1	— — — たんぱく質系物質及びその誘導体 (アルブミン誘導体を除く。)		KG	920 4		— — — たんぱく質系物質及びその誘導体 (アルブミン誘導体を除く。)		KG
	990 †	— — — — — その他のもの — — — — — その他のもの — — — 無機化合物及びその製品		KG	990 †		— — — — — その他のもの		KG
2852.90	110 0	— — — — — 多硫化物		KG					
	190 †	— — — — — その他のもの — — — 有機化合物及びその製品		KG					
	210 2	— — — — — スルトン及びスルタム		KG					
	290 †	— — — — — その他のもの		KG					

第29類 有機化学品

注

- 1 (省 略)
 - 2 この類には、次の物品を含まない。
(a)~(d) (省 略)
(e) 第30.02項の免疫産品
(f) (省 略)
(g) (省 略)
(h) (省 略)
(ij) (省 略)
(k) (省 略)
(l) (省 略)
 - 3~8 (省 略)
- 号注
(省 略)

第29類 有機化学品

注

- 1 (同 左)
 - 2 この類には、次の物品を含まない。
(a)~(d) (同 左) (新 規)
(e) (同 左)
(f) (同 左)
(g) (同 左)
(h) (同 左)
(ij) (同 左)
(k) (同 左)
 - 3~8 (同 左)
- 号注
(同 左)

29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体			29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体		
2903.11		(省 略)			2903.11		(同 左)		
2903.39		— 非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)			2903.39		— 非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)		
2903.71	000 3	— クロロジフルオロメタン		KG	2903.41	000 5	— トリクロロフルオロメタン (CFC-11)		KG
2903.72	000 2	— ジクロロトリフルオロエタン		KG	2903.42	000 4	— ジクロロジフルオロメタン (CFC-12)		KG
2903.73	010 4	— — — 1・1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141b)		KG	2903.43	000 3	— トリクロロトリフルオロエタン (CFC-113)		KG

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2903.74	090	0	---	KG	2903.44		---		
	010	3	---	KG					
2903.75	090	6	---	KG	200	6	---		KG
	000	6	---	KG					
2903.76									
2903.77					2903.45		---		
							030		
							---		KG
							010		
							---		KG
							020		
							---		KG
							030		
							---		KG
							040		
							---		KG
							050		
							---		KG
							060		
							---		KG
							070		
							---		KG
							080		
							---		KG
							100		
							---		KG
							110		
							---		KG
							120		
					2903.46		---		KG
							130		
							---		KG
							140		
							---		KG
							150		
							---		KG
							160		
2903.78	000	†	---	KG	2903.47	000	---		KG
			---	KG					
2903.79	100	4	---	KG	2903.49	100	---		KG
			---	KG					
							---		KG
							210		
							---		KG
							220		
							---		KG
							290		
							---		KG
							900		

新 (2012年)				旧 (2011年)						
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
							140 4	-----クロロテトラフルオロエタン (HCFC-124)		KG
							150 0	-----1・1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141b)		KG
							160 3	-----1-クロロ-1・1-ジフルオロエタン (HCFC-142b)		KG
							170 6	-----ジクロロペンタフルオロプロパン (HCFC-225)		KG
							180 2	-----その他のもの		KG
							900 †	-----その他のもの		KG
2903.81	000 0	一飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体 --1・2・3・4・5・6-ヘキサクロシクロヘキサン (HC H (ISO)) (リンデン (ISO, INN) を含む。)		KG	2903.51	000 2	--1・2・3・4・5・6-ヘキサクロシクロヘキサン (HC H (ISO)) (リンデン (ISO, INN) を含む。)			KG
2903.82		--アルドリン (ISO)、クロルデン (ISO) 及びヘプタクロル (ISO)			2903.52		--アルドリン (ISO)、クロルデン (ISO) 及びヘプタクロル (ISO)			
	100 1	----クロルデン		KG		100 3	----クロルデン			KG
	200 3	----アルドリン及びヘプタクロル		KG		900 5	----アルドリン及びヘプタクロル			KG
2903.89		--その他のもの			2903.59		--その他のもの			
	010 2	----ジプロモエチルジプロモシクロヘキサン、テトラプロモシクロオクタン及びヘキサプロモシクロドデカン		KG		020 0	----ジプロモエチルジプロモシクロヘキサン、テトラプロモシクロオクタン及びヘキサプロモシクロドデカン			KG
	090 †	----その他のもの		KG		090 †	----その他のもの			KG
		--芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体					--芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体			
2903.91	000 4	----クロロベンゼン、オルト-ジクロロベンゼン及びパラ-ジクロロベンゼン		KG	2903.61	000 6	----クロロベンゼン、オルト-ジクロロベンゼン及びパラ-ジクロロベンゼン			KG
2903.92	000 †	--ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及び DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス(パラ-クロロフェニル)エタン)		KG	2903.62	000 †	--ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及び DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス(パラ-クロロフェニル)エタン)			KG
2903.99		--その他のもの			2903.69		--その他のもの			
	100 5	----ペンタプロモエチルベンゼン及びデカプロモジフェニルエタン		KG		100 0	----ペンタプロモエチルベンゼン及びデカプロモジフェニルエタン			KG
	900 †	----その他のもの		KG		900 †	----その他のもの			KG
29.08		フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.08		フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
2908.11		(省 略)			2908.11		(同 左)			
2908.19		--その他のもの			2908.19		--その他のもの			
2908.91		(省 略)			2908.91		(同 左)			
2908.92	000 0	--4・6-ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩					(新 規)			
2908.99		(省 略)		KG	2908.99		(同 左)			
29.12		アルデヒド (他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド			29.12		アルデヒド (他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド			

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2912.11 } 2912.29		(省 略) (削 除) -アルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド			2912.11 } 2912.29 2912.30		(同 左) -アルデヒドアルコール -アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド		KG
2912.41 2912.42 2912.49		(省 略) (省 略) --その他のもの			2912.41 2912.42 2912.49		(同 左) (同 左) --その他のもの		KG
	100 900	2 †		KG KG					
2912.50 2912.60		(省 略) (省 略)			2912.50 2912.60		(同 左) (同 左)		
29.14		ケトン及びキノン (他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.14		ケトン及びキノン (他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2914.11 } 2914.19		(省 略) -飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン (他の酸素官能基を有しないものに限る。) (削 除)			2914.11 } 2914.19 2914.21		(同 左) -飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン (他の酸素官能基を有しないものに限る。) --しよう腦 ---融点が175度未満のもの ---その他のもの		KG KG
2914.22 2914.23 2914.29		(省 略) (省 略) --その他のもの --しよう腦			2914.22 2914.23 2914.29		(同 左) (同 左) --その他のもの		KG
	011 019 090	6 0 †		KG KG KG					
2914.31 } 2914.70		(省 略)			2914.31 } 2914.70		(同 左)		
29.16		不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 -不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			29.16		不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 -不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
2916.11 } 2916.15 2916.16 2916.19 } 2916.20	000	4		KG	2916.11 } 2916.15 2916.19 } 2916.20		(同 左) (新 規) (同 左)		
2916.31 } 2916.34		(省 略)			2916.31 } 2916.34		(同 左)		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2916.39	010 090	(削 除)	KG	KG	2916.35	000	6	---フェニル酢酸のエステル	KG
		(削 除)			2916.36	000	5	---ビナバクリル (ISO)	KG
		---その他のもの			2916.39	000	†	---その他のもの	KG
2916.39	010	5	KG						
	090	†	KG						
29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物			29.31				
2931.10	000	1	KG	2931.00	000	†	その他のオルガノインオルガニック化合物	KG	
2931.20	000	5	KG						
2931.90	000	†	KG						
29.32		複素環式化合物 (ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)			29.32			複素環式化合物 (ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)	
2932.11		(省 略)			2932.11			(同 左)	
2932.19					2932.19				
2932.20	010	6	KG	2932.21	000	2	---ラクトン ---クマリン、メチルクマリン及び エチルクマリン	KG	
	020	2	KG	2932.29			---その他のラクトン		
	090	†	KG		010	4	---サントニン	KG	
					020	†	---その他のもの	KG	
2932.91		(省 略)			2932.91			(同 左)	
2932.99					2932.99				
29.37		ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの誘導体及び構造類似物 (主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)			29.37			ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの誘導体及び構造類似物 (主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)	
2937.11		(省 略)			2937.11			(同 左)	
2937.29		(削 除)			2937.29			---カテコールアミンホルモン並びに その誘導体及び構造類似物	
		(削 除)			2937.31	000	3	---エビネフリン	GR
		(削 除)			2937.39	000	2	---その他のもの	GR
		(削 除)			2937.40	000	1	---アミノ酸誘導体	GR
2937.50		(省 略)			2937.50			(同 左)	
2937.90		---その他のもの			2937.90	000	0	---その他のもの	GR
	011	4	GR						
	019	5	GR						
	020	6	GR						
	090	6	GR						
29.39		植物アルカロイド (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体			29.39			植物アルカロイド (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
2939.11		(省 略)			2939.11			(同 左)	
2939.30		---エフェドリン類及びその塩			2939.30			---エフェドリン類及びその塩	
2939.41		(省 略)			2939.41			(同 左)	
2939.43					2939.43			(新 規)	
2939.44	000	0	KG						
2939.49		(省 略)			2939.49			(同 左)	
2939.99					2939.99				

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
第30類 医療用品					第30類 医療用品				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) (省 略)					(a) (同 左)				
(b) 喫煙者の禁煙補助用の調製品 (例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ (経皮投与剤)) (第21.06項及び第38.24項参照)					(新 規)				
(c) (省 略)					(b) (同 左)				
(d) (省 略)					(c) (同 左)				
(e) (省 略)					(d) (同 左)				
(f) (省 略)					(e) (同 左)				
(g) (省 略)					(f) (同 左)				
(h) (省 略)					(g) (同 左)				
2 第30.02項において「免疫産品」とは、単クローン抗体 (MAB)、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン (IFN)、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子 (TNF)、成長因子 (GF)、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子 (CSF) その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質 (第29.37項の物品を除く。) をいう。					2 第30.02項において「変性免疫産品」とは、単クローン抗体、抗体フラグメント、抗体複合体及び抗体フラグメント複合体のみをいう。				
3及び4 (省 略)					3及び4 (同 左)				
30.02		人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品 (変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。) 並びにワクチン、毒素、培養微生物 (酵母を除く。) その他これらに類する物品			30.02		人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び変性免疫産品 (生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。) 並びにワクチン、毒素、培養微生物 (酵母を除く。) その他これらに類する物品		
3002.10		—免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品 (変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。)			3002.10		—免疫血清その他の血液分画物及び変性免疫産品 (生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。)		
100	1	—免疫血清		KG	100	1	—免疫血清		KG
200	3	—ヘモグロビン、血液グロブリン及び血清グロブリン		KG	200	3	—ヘモグロビン、血液グロブリン及び血清グロブリン		KG
300	5	—加熱人血漿たんぱく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤 (小売用の形状又は包装にしたものに限る。)		KG	300	5	—加熱人血漿たんぱく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤 (小売用の形状又は包装にしたものに限る。)		KG
		—その他のもの					—その他のもの		
410	3	—免疫血清から得たもの (ベータグロブリン又はガンマーグロブリンを含有するものに限る。)		KG	410	3	—免疫血清から得たもの (ベータグロブリン又はガンマーグロブリンを含有するものに限る。)		KG
490	6	—その他のもの		KG	490	6	—その他のもの		KG
3002.20		(省 略)			3002.20		(同 左)		
3002.90					3002.90				
37.02		感光性のロール状写真用フィルム (露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。) 及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム (露光してないものに限る。)			37.02		感光性のロール状写真用フィルム (露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。) 及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム (露光してないものに限る。)		
3702.10		(省 略)			3702.10		(同 左)		
3702.44		—その他のフィルム (カラー写真用のもの (ポリクローム) に限る。)			3702.44		—その他のフィルム (カラー写真用のもの (ポリクローム) に限る。)		
3702.52	000	6 —幅が16ミリメートル以下のもの	SM	M	3702.51	000	0 —幅が16ミリメートル以下で、長さ14メートル以下のもの	SM	M
					3702.52		—幅が16ミリメートル以下で、長		

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
3702.53 3702.56		(省 略)			3702.53 3702.56		さが14メートルを超えるもの ---映画用フィルム ---その他のもの (同 左)	SM SM	M M
3702.96	000	4	SM	M	3702.91	000	2	SM	M
3702.97	000	3	SM	M	3702.93	000	0	SM	M
3702.98	000	2	SM	M	3702.94	000	6	SM	M
					3702.95	000	5	SM	M
第38類 各種の化学工業生産品 注 1及び2 (省 略) 3 第38.24項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他のいずれの項にも属しない。 (a)~(c) (省 略) (d) 小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液及び修正テープ (第96.12項のものを除く。) (e) (省 略) 4~6 (省 略) 7 第38.26項において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂 (使用済みであるかないかを問わない。) から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。 号注 1 第3808.50号には、次の物品を含有する第38.08項の物品のみを含む。 アルドリン (ISO)、ビナパクリル (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、カプタホール (ISO)、クロルデン (ISO)、クロルジメホルム (ISO)、クロロベンジレート (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、4・6-ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩、ジノセブ (ISO) 並びにその塩及びエステル、二臭化エチレン (ISO) (1・2-ジプロモエタン)、二塩化エチレン (ISO) (1・2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む)、水銀化合物、メタミドホス (ISO)、モノクロトホス (ISO)、オキシラン (エチレンオキシド)、パラチオン (ISO)、パラチオンメチル (ISO) (メチルパラチオン)、ペンタクロロフェノール (ISO) 並びにその塩及びエステル、ホスファミドン (ISO)、2・4・5-T (ISO) (2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル並びにトリブチルすず化合物 第3808.50号には、ベノミル (ISO)、カルボフラン (ISO) 及びチラム (ISO) の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。 2 (省 略)					第38類 各種の化学工業生産品 注 1及び2 (同 左) 3 第38.24項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他のいずれの項にも属しない。 (a)~(c) (同 左) (d) 小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液 (e) (同 左) 4~6 (同 左) (新 規)				
38.25		化学工業 (類似の工業を含む。) において生ずる残留物 (他の項に該当するものを除く。)、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物			38.25		化学工業 (類似の工業を含む。) において生ずる残留物 (他の項に該当するものを除く。)、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物		
3825.10 3825.90		(省 略)			3825.10 3825.90		(同 左)		

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
38.26 3826.00	000	† バイオディーゼル及びその混合物(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%未満のものに限る。)	KL	KG			(新規)		
41.01		牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。)			41.01		牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。)		
4101.20		—全形の原皮(スプリットしてないもので、重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。)			4101.20		—全形の原皮(重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。)		
	111	2	----	馬類の動物のもの	NO	KG			
	112	3	----	その他のもの	NO	KG			
	113	4	----	その他のもの	SM	KG			
	211	4	----	関税割当制度による数量(以下この項、第41.04項及び第41.07項において「共通の限度数量(第1種のもの)」という。)以内のもの	SM	KG			
	212	5	----	その他のもの	SM	KG			
4101.50				(省略)	4101.50				(同左)
4101.90				(省略)	4101.90				(同左)

第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

- 注
- 1 この類において「革」には、シャモア革(コンビネーションシャモア革を含む。)、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーを含む。
- 2 (省略)
- 3 (A) 第42.02項には、2の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。
(a)及び(b) (省略)
(B) (省略)
- 4 (省略)

第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

- 注
- (新規)
- 1 (同左)
- 2 (A) 第42.02項には、1の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。
(a)及び(b) (同左)
(B) (同左)
- 3 (同左)

42.02		旅行用バッグ、断熱加工された飲料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器(革、コンビネーションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しく		
-------	--	---	--	--

42.02		旅行用バッグ、断熱加工された飲料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器(革、コンビネーションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しく		
-------	--	---	--	--

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
4202.11		は紙で被覆したものに限り。)及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器			4202.11		は紙で被覆したものに限り。)及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器		
	100	1	---	---	100	1	---	---	---
		1	---	---			---	---	---
	200	3	---	---	200	3	---	---	---
4202.12		---	---	---	4202.12		---	---	---
4202.19		(省 略)			4202.19		(同 左)		
		---	---	---			(同 左)		
4202.21		---	---	---	4202.21		---	---	---
	110	1	---	---	110	1	---	---	---
	120	4	---	---	120	4	---	---	---
	210	3	---	---	210	3	---	---	---
	220	6	---	---	220	6	---	---	---
4202.22		(省 略)			4202.22		(同 左)		
4202.29		(省 略)			4202.29		(同 左)		
4202.31		---	---	---	4202.31		---	---	---
	100	2	---	---	100	2	---	---	---
	200	4	---	---	200	4	---	---	---
4202.32		(省 略)			4202.32		(同 左)		
4202.39		(省 略)			4202.39		(同 左)		
4202.91	000	3	---	---	4202.91	000	3	---	---

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
4202.92		レザー製のもの (省略)			4202.92		レザー製又はパテントレザー製のもの (同左)		
4202.99		(省略)			4202.99		(同左)		
第44類 木材及びその製品並びに木炭 注 (省略) 号注 <u>1 第4401.31号において「木質ペレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物(例えば、削りくず、のこくず及びチップ)で、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの(直径が25ミリメートル以下で、長さが100ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。)をいう。</u> <u>2 (省略)</u>					第44類 木材及びその製品並びに木炭 注 (同左) 号注 (新規)				
44.01		のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材			44.01		のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材		
4401.10		(省略)			4401.10		(同左)		
4401.22		一のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)			4401.22		一のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)		
4401.31	000	1 一木質ペレット		MT	4401.30	000	2 一のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)		MT
4401.39	000	0 一その他のもの		MT					
44.03		木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)			44.03		木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)		
4403.10		(省略)			4403.10		(同左)		
4403.20		(省略)			4403.20		(同左)		
		一その他のもの(この類の号注2の熱帯産木材のものに限る。)					一その他のもの(この類の号注1の熱帯産木材のものに限る。)		
4403.41		(省略)			4403.41		(同左)		
4403.99					4403.99				
44.07		木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)			44.07		木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)		
4407.10		(省略)			4407.10		(同左)		
		一熱帯産木材(この類の号注2のものに限る。)のもの					一熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。)のもの		
4407.21		(省略)			4407.21		(同左)		
4407.99					4407.99				
44.08		化粧ばり用単板(積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。)、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材(厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)			44.08		化粧ばり用単板(積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。)、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材(厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)		

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
4408.10		(省 略) 一熱帯産木材 (この類の号注2のものに限る。)のもの			4408.10		(同 左) 一熱帯産木材 (この類の号注1のものに限る。)のもの		
4408.31 └ 4408.90		(省 略)			4408.31 └ 4408.90		(同 左)		
44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材			44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
4412.10		(省 略)			4412.10		(同 左)		
4412.31		一その他の合板 (木材 (竹製のものを除く。)の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。) 一一少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材 (この類の号注2のものに限る。)のもの 一一一少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シボ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジョアフリカ、サベリ、バイロラ、マホガニー (スウィエテニア属のもの)、パリスサンドルバラ、パリスサンドルリオ又はパリスサンドルロゼのもの 一一一ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの			4412.31		一その他の合板 (木材 (竹製のものを除く。)の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。) 一一少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材 (この類の号注1のものに限る。)のもの 一一一少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シボ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジョアフリカ、サベリ、バイロラ、マホガニー (スウィエテニア属のもの)、パリスサンドルバラ、パリスサンドルリオ又はパリスサンドルロゼのもの 一一一ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
	111 6	一一一一一側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM	111 6		一一一一一側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM
	191 2	一一一一一その他のもの 一一一一一その他のもの 一一一一一厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM	191 2		一一一一一その他のもの 一一一一一その他のもの 一一一一一厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM
	911 1	一一一一一厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM	911 1		一一一一一厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM
	921 4	一一一一一厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの 一一一一一その他のもの	CM	SM	921 4		一一一一一厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの 一一一一一その他のもの	CM	SM
	931 0	一一一一一厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM	931 0		一一一一一厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM
	941 3	一一一一一厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM	941 3		一一一一一厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM
	951 6	一一一一一厚さが24ミリメートル以上のもの 一一一その他のもの 一一一ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	CM	SM	951 6		一一一一一厚さが24ミリメートル以上のもの 一一一その他のもの 一一一ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	CM	SM
	119 0	一一一一一側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM	119 0		一一一一一側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM
	199 3	一一一一一その他のもの 一一一一一その他のもの 一一一一一厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM	199 3		一一一一一その他のもの 一一一一一その他のもの 一一一一一厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM
	919 2	一一一一一厚さが3ミリメートル	CM	SM	919 2		一一一一一厚さが3ミリメートル	CM	SM

新 (2012年)					旧 (2011年)									
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位						
			I	II				I	II					
	929	5	-----	未満のもの -----厚さが3ミリメートル 以上6ミリメートル未 満のもの	CM	SM		929	5	-----	未満のもの -----厚さが3ミリメートル 以上6ミリメートル未 満のもの	CM	SM	
			-----	その他のもの						-----	その他のもの			
	939	1	-----	厚さが6ミリメートル 以上12ミリメートル未 満のもの	CM	SM		939	1	-----	厚さが6ミリメートル 以上12ミリメートル未 満のもの	CM	SM	
	949	4	-----	厚さが12ミリメートル 以上24ミリメートル未 満のもの	CM	SM		949	4	-----	厚さが12ミリメートル 以上24ミリメートル未 満のもの	CM	SM	
	959	0	-----	厚さが24ミリメートル 以上のもの	CM	SM		959	0	-----	厚さが24ミリメートル 以上のもの	CM	SM	
4412.32				(省 略)				4412.32			(同 左)			
4412.39				(省 略)				4412.39			(同 左)			
4412.94			-----	その他のもの				4412.94		-----	その他のもの			
			-----	ブロックボード、ラミンボード 及びバツテンボード						-----	ブロックボード、ラミンボード 及びバツテンボード			
			-----	集成材						-----	集成材			
	110	5	-----	少なくとも一の単板が熱帯 産木材 (この類の号注2の ものに限る。)のもの	CM	KG		110	5	-----	少なくとも一の単板が熱帯 産木材 (この類の号注1の ものに限る。)のもの	CM	KG	
	120	1	-----	その他のもの (少なくとも 一の外面の単板が針葉樹以 外のものに限る。)	CM	KG		120	1	-----	その他のもの (少なくとも 一の外面の単板が針葉樹以 外のものに限る。)	CM	KG	
	190	1	-----	その他のもの	CM	KG		190	1	-----	その他のもの	CM	KG	
	900	†	-----	その他のもの	CM	KG		900	†	-----	その他のもの	CM	KG	
4412.99			-----	その他のもの				4412.99		-----	その他のもの			
			-----	集成材						-----	集成材			
	110	0	-----	少なくとも一の単板が熱帯 産木材 (この類の号注2の ものに限る。)のもの	CM	KG		110	0	-----	少なくとも一の単板が熱帯 産木材 (この類の号注1の ものに限る。)のもの	CM	KG	
	120	3	-----	その他のもの (少なくとも 一の外面の単板が針葉樹以 外のものに限る。)	CM	KG		120	3	-----	その他のもの (少なくとも 一の外面の単板が針葉樹以 外のものに限る。)	CM	KG	
	190	3	-----	その他のもの	CM	KG		190	3	-----	その他のもの	CM	KG	
			-----	その他のもの						-----	その他のもの			
	910	2	-----	少なくとも一の単板が熱帯 産木材 (この類の号注2の ものに限る。)のもの	CM	KG		910	2	-----	少なくとも一の単板が熱帯 産木材 (この類の号注1の ものに限る。)のもの	CM	KG	
	920	5	-----	その他のもの (少なくとも 一の外面の単板が針葉樹以 外のものに限る。)	CM	KG		920	5	-----	その他のもの (少なくとも 一の外面の単板が針葉樹以 外のものに限る。)	CM	KG	
	990	5	-----	その他のもの	CM	KG		990	5	-----	その他のもの	CM	KG	
47.06				古紙パルプ及びその他の繊維素繊維 を原料とするパルプ				47.06			古紙パルプ及びその他の繊維素繊維 を原料とするパルプ			
4706.10				(省 略)				4706.10			(同 左)			
4706.30			-----	その他のもの				4706.30		-----	その他のもの			
4706.91				(省 略)				4706.91			(同 左)			
4706.92				(省 略)				4706.92			(同 左)			
4706.93	000	1	-----	機械的及び化学的の組合せ により製造したもの		MT		4706.93	000	1	-----	セミケミカルパルプ		MT

第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

注

1 (省 略)

2 この類には、次の物品を含まない。

(a)～(o) (省 略)

(p) 第95類の物品 (例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具)

(q) 第96類の物品 (例えば、ボタン、生理用のナブキン (パッド)
及びタンボン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き)

第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

注

1 (同 左)

2 この類には、次の物品を含まない。

(a)～(o) (同 左)

(p) 第95類の物品 (例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具) 及
び第96類の物品 (例えば、ボタン)

(新 規)

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
3～12	(省 略)				3～12	(同 左)			
号注					号注				
1及び2	(省 略)				1及び2	(同 左)			
3		第4805.11号において「セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙」とは、機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ(さらしてないものに限る。)の含有量が全繊維重量の65%以上であり、かつ、CMT30(コルゲート中芯試験で30分調湿後)による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.8ニュートンを超えるロール状の紙をいう。			3		第4805.11号において「段ボール用中しん原紙(セミケミカルパルプ製のものに限る。)」とは、さらしてないセミケミカルパルプ(広葉樹のものに限る。)の含有量が全繊維重量の65%以上であり、かつ、CMT30(コルゲート中しん試験で30分調湿後)による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.8ニュートンを超えるロール状の紙をいう。		
4		第4805.12号には、主に機械的及び化学的工程の組合せにより得られたわらパルプから製造した紙であつて、1平方メートルにつき130グラム以上で、CMT30(コルゲート中芯試験で30分調湿後)による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.4ニュートンを超えるロール状のものを含む。			4		第4805.12号には、主にセミケミカルパルプ工程により得られたわらパルプから製造した紙であつて、1平方メートルにつき130グラム以上で、CMT30(コルゲート中しん試験で30分調湿後)による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.4ニュートンを超えるロール状のものを含む。		
5～7	(省 略)				5～7	(同 左)			
48.05		その他の紙及び板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。)			48.05		その他の紙及び板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。)		
4805.11	000	4		KG	4805.11	000	4		KG
4805.12	000	3		KG	4805.12	000	3		KG
4805.19					4805.19				
4805.93		(省 略)			4805.93		(同 左)		
48.08		コルゲート加工をし(平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。)、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.03項の紙を除く。)			48.08		コルゲート加工をし(平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。)、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.03項の紙を除く。)		
4808.10		(省 略)			4808.10		(同 左)		
4808.40	000	4		KG	4808.20	000	3		KG
		クラフト紙(ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。)			4808.30	000	0		KG
4808.90		(省 略)			4808.90		(同 左)		
48.14		壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー			48.14		壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー		
4814.20		(削 除)			4814.10	000	1		KG
4814.90		(省 略)			4814.20		(同 左)		
					4814.90		(同 左)		
48.18		トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウッドニング及びセルロース繊維のウェブ(幅が36センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切			48.18		トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウッドニング及びセルロース繊維のウェブ(幅が36センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
4818.10 } 4818.30		つたものに限る。)並びに製紙用パ ルプ製、紙製、セルロースウッド ィング製又はセルロース繊維のウェブ 製のハンカチ、クレンジングティッ シュ、タオル、テーブルクロス、ナ ブキン、ベッドシーツその他これら に類する家庭用品、衛生用品及び病 院用品、衣類並びに衣類附属品 (省 略) (削 除)			4818.10 } 4818.30 4818.40		つたものに限る。)並びに製紙用パ ルプ製、紙製、セルロースウッド ィング製又はセルロース繊維のウェブ 製のハンカチ、クレンジングティッ シュ、タオル、テーブルクロス、ナ ブキン、 <u>乳児用のおむつ、タンポン、 ベッドシーツその他これらに類する 家庭用品、衛生用品及び病院用品、 衣類並びに衣類附属品</u> (同 左) -生理用のナブキン及びタンポン、 乳児用のおむつ及びおむつ中敷き その他これらに類する衛生用品 -タンポン、おむつ及びおむつ中 敷き -その他のも (同 左) (同 左)		
4818.50 } 4818.90		(省 略) (省 略)			010 090 4818.50 4818.90	1 4			KG KG
第11部 紡織用繊維及びその製品 注 1 この部には、次の物品を含まない。 (a)~(t) (省 略) (u) 第96類の物品 (例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、ス ライドファスナー、タイプライターリボン、生理用のナブキン(パ ッド)及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き) (v) (省 略) 2~6 (省 略) 7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。 (a)及び(b) (省 略) (c) 特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し(縁を先 細にし又は圧着したのが見えるものに限る。)、その他の縁をこの 注に規定される他の加工をした物品(反物の裁断した縁にほつれ 止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。) (d) (省 略) (e) (省 略) (f) (省 略) (g) (省 略) 8~14 (省 略)				第11部 紡織用繊維及びその製品 注 1 この部には、次の物品を含まない。 (a)~(t) (同 左) (u) 第96類の物品 (例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、 スライドファスナー及びタイプライターリボン) (v) (同 左) 2~6 (同 左) 7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。 (a)及び(b) (同 左) (新 規) (c) (同 左) (d) (同 左) (e) (同 左) (f) (同 左) 8~14 (同 左)					
第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、 網及びケーブル並びにこれらの製品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)~(e) (省 略) (f) 第96.19項の生理用のナブキン(パッド)及びタンポン、乳児 用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品 2~4 (省 略)				第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、 網及びケーブル並びにこれらの製品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)~(e) (同 左) (新 規) 2~4 (同 左)					
56.01 5601.21 } 5601.30		紡織用繊維のウォッディング及びそ の製品並びに長さが5ミリメートル 以下の紡織用繊維(フロック)、紡 織用繊維のダスト及びミルネップ (削 除) (省 略)			56.01 5601.10 5601.21 } 5601.30	000 2	紡織用繊維のウォッディング及びそ の製品並びに長さが5ミリメートル 以下の紡織用繊維(フロック)、紡 織用繊維のダスト及びミルネップ -生理用のナブキン及びタンポン、 乳児用のおむつ及びおむつ中敷き その他これらに類する衛生用品 (ウォッディング製のものに限 る。) (同 左)		KG
58.01		パイル織物及びシニール織物(第			58.01		パイル織物及びシニール織物(第		

新 (2012年)					旧 (2011年)					
統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位		
			I	II				I	II	
5801.10		58.02項又は第58.06項の織物類を除く。 (省略) —綿製のもの			5801.10		58.02項又は第58.06項の織物類を除く。 (同左) —綿製のもの			
5801.21		(省略)			5801.21		(同左)			
5801.23		(削除)			5801.23		—たてパイル織物 (パイルを切つてないものに限る。)			
		(削除)			5801.24	010	4	—プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	SM	KG
		(削除)			5801.25	020	0	—その他のもの	SM	KG
		(削除)			5801.25	010	3	—たてパイル織物 (パイルを切つたものに限る。)	SM	KG
		(削除)			5801.25	010	3	—プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	SM	KG
5801.26		(省略)			5801.26	020	6	—その他のもの	SM	KG
5801.27		—たてパイル織物						(同左)		
		—プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの						(新規)		
	011	2	—パイルを切つてないもの	SM	KG					
	019	3	—パイルを切つたもの	SM	KG					
			—その他のもの							
	021	5	—パイルを切つてないもの	SM	KG					
	029	6	—パイルを切つたもの	SM	KG					
			—人造繊維製のもの							
5801.31		(省略)			5801.31			(同左)		
5801.33		(削除)			5801.33			(同左)		
		(削除)			5801.34	010	1	—たてパイル織物 (パイルを切つてないものに限る。)	SM	KG
		(削除)			5801.34	010	1	—プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	SM	KG
		(削除)			5801.34	021	5	—その他のもの	SM	KG
		(削除)			5801.35	022	6	—添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
		(削除)			5801.35	022	6	—その他のもの	SM	KG
		(削除)			5801.35	010	0	—たてパイル織物 (パイルを切つたものに限る。)	SM	KG
		(削除)			5801.35	010	0	—プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	SM	KG
		(削除)			5801.35	021	4	—その他のもの	SM	KG
		(削除)			5801.35	021	4	—添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
		(削除)			5801.35	022	5	—その他のもの	SM	KG
5801.36		(省略)			5801.36			(同左)		
5801.37		—たてパイル織物			5801.36			(新規)		
		—プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの								
	110	0	—パイルを切つてないもの	SM	KG					
	190	3	—パイルを切つたもの	SM	KG					
			—その他のもの							
			—添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの							
	211	3	—パイルを切つてないもの	SM	KG					
	219	4	—パイルを切つたもの	SM	KG					
			—その他のもの							
	221	6	—パイルを切つてないもの	SM	KG					

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
5801.90	229 0	-----パイルを切つたもの (省略)	SM	KG	5801.90		(同左)		
第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 注 1～5 (省略) 6 第61.11項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。 (b) (省略) 7～10 (省略)					第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 注 1～5 (同左) 6 第61.11項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいう <u>ものとし、乳児用のおむつを含む。</u> (b) (同左) 7～10 (同左)				
第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） 注 1～3 (省略) 4 第62.09項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。					第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） 注 1～3 (同左) 4 第62.09項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいう <u>ものとし、乳児用のおむつを含む。</u> (b) (同左) 5～9 (同左)				
62.11		トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類			62.11		トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類		
6211.11		(省略)			6211.11		(同左)		
6211.39		—その他の女子用の衣類 (削除)			6211.39		—その他の女子用の衣類		
					6211.41	100 6	—羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
						200 1	—毛皮付きのもの	NO	KG
							—その他のもの		
6211.42		(省略)			6211.42		(同左)		
6211.43		(省略)			6211.43		(同左)		
6211.49		—その他の紡織用繊維製のもの			6211.49		—その他の紡織用繊維製のもの		
		----毛皮付きのもの				100 5	----毛皮付きのもの	NO	KG
	110 1	----羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG					
	190 4	----その他のもの	NO	KG					
		----その他のもの					----その他のもの		
	220 6	----羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG		210 3	----絹製のもの	NO	KG
		----その他のもの				290 6	----その他のもの	NO	KG
	210 3	-----絹製のもの	NO	KG					
	290 6	-----その他のもの	NO	KG					
63.06		ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品			63.06		ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品		
6306.12		(省略)			6306.12		(同左)		
6306.40		—その他のもの			6306.40		—その他のもの		
6306.90		—綿製のもの			6306.91	000 2	—綿製のもの		KG
	100 5	—その他の紡織用繊維製のもの			6306.99	000 1	—その他の紡織用繊維製のもの		KG
	900 0								
64.02		その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）			64.02		その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）		
6402.12		(省略)			6402.12		(同左)		
6402.19		(省略)			6402.19		(同左)		
6402.20	000 0	—履物（甲の部分のストラップ又はひもを底にプラグ止めたものに限る。）	PR	KG	6402.20	000 0	—履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めたものに限る。）	PR	KG
6402.91		(省略)			6402.91		(同左)		

新 (2012年)				旧 (2011年)						
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
6402.99		(省 略)			6402.99		(同 左)			
64.06		履物の部分品 (甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。)及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品			64.06		履物の部分品 (甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。)及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品			
6406.10		(省 略)			6406.10		(同 左)			
6406.20		(省 略)			6406.20		(同 左)			
6406.90		－その他のもの			6406.91		－その他のもの			
		－革製のもの及び毛皮を使用したもの				100	0	－毛皮を使用したもの	KG	
110	4	－革製のもの		KG		200	2	－その他のもの	KG	
		－毛皮を使用したもの			6406.99		－その他の材料製のもの			
121	1	－木製のもの		KG		100	6	－革製のもの及び毛皮を使用したもの	KG	
129	2	－その他の材料製のもの		KG		200	1	－その他のもの	KG	
		－その他のもの								
210	6	－木製のもの		KG						
290	2	－その他の材料製のもの		KG						
65.05					65.05					
6505.00		帽子 (メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類 (ストリップのものを除く。) から作ったものに限り、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)及びヘアネット (材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)								
	100	5	DZ	KG	6505.10	000	0	－ヘアネット	DZ	KG
					6505.90			－その他のもの		
	910	3	DZ	KG		010	0	－編物製のもの	DZ	KG
	990	†	DZ	KG		090	†	－その他のもの	DZ	KG
68.11		石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品			68.11					
6811.40		(省 略)			6811.40		(同 左)			
		－石綿を含有しないもの								
6811.81		(省 略)			6811.81		(同 左)			
6811.82		(省 略)			6811.82		(同 左)			
		(削 除)			6811.83	000	1	－管及び管用継手	MT	
6811.89		(省 略)			6811.89		(同 左)			
第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣 注 1及び2 (省 略) 3 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (省 略) (e) 第42類の注3(B)に該当する第42.02項又は第42.03項の製品 (f)～(p) (省 略) 4～11 (省 略)					第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣 注 1及び2 (同 左) 3 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (同 左) (e) 第42類の注2(B)に該当する第42.02項又は第42.03項の製品 (f)～(p) (同 左) 4～11 (同 左)					
73.06		鉄鋼製のその他の管及び中空の形材 (例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの)			73.06					
7306.11		(省 略)			7306.11		(同 左)			
7306.29					7306.29					

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
7306.30		—その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。） —配管用炭素鋼鋼管			7306.30		—その他の溶接管（鉄鋼又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。） —配管用炭素鋼鋼管		
	011 6	—めつきしたもの		KG	011 6		—めつきしたもの		KG
	019 0	—その他のもの		KG	019 0		—その他のもの		KG
	021 2	—一般構造用炭素鋼鋼管		KG	021 2		—一般構造用炭素鋼鋼管		KG
	029 3	—めつきしたもの		KG	029 3		—めつきしたもの		KG
	090 1	—その他のもの		KG	090 1		—その他のもの		KG
7306.40 7306.90		(省 略)			7306.40 7306.90		(同 左)		
73.19		鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品			73.19		鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品		
7319.40	000 1	—安全ピンその他のピン	KG		7319.20	000 0	—安全ピン	KG	
7319.90		(省 略)			7319.30	000 4	—その他のピン	KG	
74.18		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）			74.18		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）		
7418.10	000 1	—食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	KG		7418.11	000 0	—瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	KG	
7418.20		(省 略)			7418.19	000 6	—その他のもの	KG	
76.15		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）			76.15		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）		
7615.10	000 6	—食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	KG		7615.11	000 5	—瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	KG	
7615.20		(省 略)			7615.19	000 4	—その他のもの	KG	
82.01		手道具（スパード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他			82.01		手道具（スパード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他		

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8201.10		の道具に限る。 (省略)			8201.10		の道具に限る。 (同左)		
8201.30		(削除)			8201.20	000	0	0	KG
8201.90		(省略)			8201.30				
82.05		手道具及び手工具 (ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品 (加工機械の附属品及び部分品を除く。)、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの			82.05				
8205.10		(省略)			8205.10				
8205.70		(削除)			8205.70				
8205.90	000	6	DZ	KG	8205.80	000	2	2	KG
		一その他のもの (この項の二以上の号の製品をセットにしたものを含む。)			8205.90	000	6	6	KG

第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
注

- (省略)
- 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。
(a)～(e) (省略)
第84.22項には、次の物品を含まない。
(a)及び(b) (省略)
また、第84.24項には、次の物品を含まない。
(a) インクジェット方式の印刷機 (第84.43項参照)
(b) ウォータージェット切断機械 (第84.56項参照)
- 3～9 (省略)

号注

- 第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第84類の注5 (C) の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置 (例えば、キーボード及びスキャナー) 及び一の出力装置 (例えば、ディスプレイ及びプリンター) から成るものをいう。
- (省略)

第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
注

- (同左)
- 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。
(a)～(e) (同左)
第84.22項には、次の物品を含まない。
(a)及び(b) (同左)
また、第84.24項には、インクジェット方式の印刷機 (第84.43項参照) を含まない。
- 3～9 (同左)

号注

- 第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第84類の注5 (B) の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置 (例えば、キーボード及びスキャナー) 及び一の出力装置 (例えば、ディスプレイ及びプリンター) から成るものをいう。
- (同左)

84.52		マシン (第84.40項の製本マシンを除く。)、マシン針並びにマシン用に特に設計した家具、台及びカバー			84.52				
8452.10		(省略)			8452.10				
8452.30		(削除)			8452.30				
8452.90		一マシン用の家具、台、カバー及びこれらの部分品並びにマシンのその他の部分品			8452.40	000	3	3	KG
	100	4		KG	8452.90				
		一マシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品				010	5	5	KG
		一マシンのその他の部分品				090	1	1	KG
	010	5		KG					
	090	1		KG					

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
84.56		レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械			84.56		レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械		
8456.10 } 8456.90		(省 略)			8456.10 } 8456.90		(同 左)		
84.79		機械類 (固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)			84.79		機械類 (固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)		
8479.10 } 8479.60		(省 略)			8479.10 } 8479.60		(同 左)		
8479.71	000 2	—旅客搭乗橋 —空港において使用する種類の	NO	KG			(新 規) (新 規)		
8479.79	000 1	の —その他のもの —その他の機械類	NO	KG			(新 規) —その他の機械類		
8479.81 } 8479.90		(省 略)			8479.81 } 8479.90		(同 左)		
第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(c) (省 略) (d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置 (第90.18項参照) (e) (省 略) 2～9 (省 略)					第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(c) (同 左) (d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置 (第90類参照) (e) (同 左) 2～9 (同 左)				
85.07		蓄電池 (隔離板を含むものとし、長方形 (正方形を含む。) であるかないかを問わない。)			85.07		蓄電池 (隔離板を含むものとし、長方形 (正方形を含む。) であるかないかを問わない。)		
8507.10 } 8507.40 8507.50 8507.60 8507.80 8507.90	000 2 000 6	—ニッケル・水素蓄電池 —リチウム・イオン蓄電池 (省 略) (省 略)	NO NO	KG KG	8507.10 } 8507.40 8507.80 8507.90		(同 左) (新 規) (新 規) (同 左) (同 左)		
85.22		部分品及び附属品 (第85.19項又は第85.21項の機器に専ら又は主として使用するものに限る。)			85.22		部分品及び附属品 (第85.19項から第85.21項までの機器に専ら又は主として使用するものに限る。)		
8522.10 8522.90		(省 略) (省 略)			8522.10 8522.90		(同 左) (同 左)		
85.23		ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体 (記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。)			85.23		ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体 (記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。)		
8523.21 8523.29		(省 略) (省 略)			8523.21 8523.29		(同 左) (同 左)		
8523.41 8523.49	000 0 000 †	—光学媒体 —記録していないもの —その他のもの	NO NO	KG KG	8523.40 000 †		—光学媒体	NO	KG

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8523.51 └ 8523.80		(省 略)			8523.51 └ 8523.80		(同 左)		
85.28		モニター及びプロジェクター (テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器 (ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)			85.28		モニター及びプロジェクター (テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器 (ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)		
8528.41 └ 8528.69		(省 略)			8528.41 └ 8528.69		(同 左)		
8528.71 8528.72 8528.73	000 0	ーテレビジョン受像機器 (ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)			8528.71 8528.72 8528.73	000 0	ーテレビジョン受像機器 (ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)		
85.40		(省 略)			85.40		(同 左)		
8540.11 8540.12	000 2	ーその他のもの (モノクロームのものに限る。)	NO		8540.11 8540.12	000 2	ーその他のもの (白黒その他のモノクロームのものに限る。)	NO	NO
85.40		熱電子管、冷陰極管及び光電管 (例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管) ーテレビジョン受像用陰極線管 (ビデオモニター用陰極線管を含む。)			85.40		熱電子管、冷陰極管及び光電管 (例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管) ーテレビジョン受像用陰極線管 (ビデオモニター用陰極線管を含む。)		
8540.11 8540.12	000 2	(省 略)	NO	KG	8540.11 8540.12	000 2	(同 左)	NO	KG
8540.20 8540.40	000 2	ーモノクロームのもの			8540.20 8540.40	000 2	(同 左)		
8540.40	000 2	ーデータ・グラフィックディスプレイ管 (モノクロームのものに限る。)及びデータ・グラフィックディスプレイ管 (カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが0.4ミリメートル未満のものに限る。)	NO		8540.40	000 2	ーデータ・グラフィックディスプレイ管 (カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが0.4ミリメートル未満のものに限る。)		NO
8540.50	000 6	(削 除)			8540.50	000 6	ーデータ・グラフィックディスプレイ管 (白黒その他モノクロームのものに限る。)		NO
8540.60		(省 略)			8540.60		(同 左)		
8540.60		ーマイクロ波管 (例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシントロン。格子制御式のものを除く。)			8540.60		ーマイクロ波管 (例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシントロン。格子制御式のものを除く。)		
8540.71		(省 略)			8540.71		(同 左)		
8540.71		(削 除)			8540.72	000 5	ークライストロン		NO
8540.79 └ 8540.99		(省 略)			8540.79 └ 8540.99		(同 左)		
87.14		部分品及び附属品 (第87.11項から第87.13項までの車両のものに限る。)			87.14		部分品及び附属品 (第87.11項から第87.13項までの車両のものに限る。)		
8714.10	000 6	ーモーターサイクル (モペットを含む。)のもの		KG	8714.10	000 6	ーモーターサイクル (モペットを含む。)のもの		
8714.10		(省 略)			8714.11	000 5	ーサドル		KG
8714.20 └ 8714.99		(省 略)			8714.19	000 4	ーその他のもの		KG
8714.20 └ 8714.99		(省 略)			8714.20 └ 8714.99		(同 左)		
90.07		映画用の撮影機及び映写機 (録音装置又は音声再生装置を自蔵するかし			90.07		映画用の撮影機及び映写機 (録音装置又は音声再生装置を自蔵するかし		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
9007.10	000	1 ないかを問わない。 —撮影機	NO	KG	9007.11	000	0 ないかを問わない。 —撮影機	NO	KG
							—幅が16ミリメートル未満のフィルム又はダブル8ミリメートルフィルムを使用するもの		
9007.20 }		(省 略)			9007.19	000	6 —その他のもの	NO	KG
9007.92					9007.20 }		(同 左)		
90.08		投影機、写真引伸機及び写真縮小機 (映画用のものを除く。)			90.08		投影機、写真引伸機及び写真縮小機 (映画用のものを除く。)		
9008.50	000	1 —投影機、引伸機及び縮小機	NO	KG	9008.10	000	6 —スライド映写機	NO	KG
					9008.20	000	3 —マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームのリーダー (複写することができるかできないかを問わない。)	NO	KG
					9008.30	000	0 —その他の投影機	NO	KG
					9008.40	000	4 —写真引伸機及び写真縮小機 (映画用のものを除く。)	NO	KG
9008.90		(省 略)			9008.90		(同 左)		
91.09		その他の時計用ムーブメント (完成品に限る。)			91.09		その他の時計用ムーブメント (完成品に限る。)		
9109.10	000	0 —電気式のもの	NO	KG	9109.11	000	6 —目覚まし時計のもの	NO	KG
					9109.19	000	5 —その他のもの	NO	KG
9109.90		(省 略)			9109.90		(同 左)		
91.14		その他の時計の部分品			91.14		その他の時計の部分品		
9114.10		(省 略)			9114.10		(同 左)		
		(削 除)			9114.20	000	1 —石		GR
9114.30 }		(省 略)			9114.30 }		(同 左)		
9114.90					9114.90				
92.05		吹奏楽器 (例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。オーケストリオン及びバリアオルガンを除く。)			92.05		その他の吹奏楽器 (例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ)		
9205.10		(省 略)			9205.10		(同 左)		
9205.90		(省 略)			9205.90		(同 左)		
93.01		軍用の武器 (拳銃及び第93.07項の武器を除く。)			93.01		軍用の武器 (けん銃及び第93.07項の武器を除く。)		
9301.10	000	1 —火砲 (例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲)	NO	KG	9301.11	000	0 —自走式のもの	NO	KG
					9301.19	000	6 —その他のもの	NO	KG
9301.20		(省 略)			9301.20		(同 左)		
9301.90		(省 略)			9301.90		(同 左)		
93.05		第93.01項から第93.04項までの物品の部分品及び附属品			93.05		第93.01項から第93.04項までの物品の部分品及び附属品		
9305.10		(省 略)			9305.10		(同 左)		
9305.20	000	4 —第93.03項の散弾銃又はライフルのもの		KG	9305.21	000	3 —散弾銃の銃身		KG
					9305.29	000	2 —その他のもの		KG
9305.91		(省 略)			9305.91		(同 左)		
9305.99		(省 略)			9305.99		(同 左)		

新 (2012年)					旧 (2011年)						
統計品目 番号	NACS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACS 用	品名	単位			
			I	II				I	II		
第94類		家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション その他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の 照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネー ションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物 品並びにプレハブ建築物			第94類		家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション その他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の 照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネー ションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物 品並びにプレハブ建築物				
注					注						
1		この類には、次の物品を含まない。			1		この類には、次の物品を含まない。				
(a)~(f)		(省 略)			(a)~(f)		(同 左)				
(g)		第85.18項の機器の部分品（第85.18項参照）、第85.19項から若 しくは第85.21項の機器の部分品（第85.22項参照）又は第85.25 項から第85.28項までの機器の部分品（第85.29項参照）として、 特に設計した家具			(g)		第85.18項の機器の部分品（第85.18項参照）、第85.19項から第 85.21項までの機器の部分品（第85.22項参照）又は第85.25項か ら第85.28項までの機器の部分品（第85.29項参照）として、特に 設計した家具				
(h)~(l)		(省 略)			(h)~(l)		(同 左)				
2		第94.01項から第94.03項までの物品（部分品を除く。）は、床又 は地面に置いて使用するよう設計したものである場合にのみ、当 該各項に属する。 ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上 に他方を載せて使用するよう設計したものである場合においても 当該各項に属する。			2		第94.01項から第94.03項までの物品（部分品を除く。）は、床又 は地面に置いて使用するよう設計したものである場合にのみ、当 該各項に属する。 ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上 に他方を載せて使用するよう設計したものである場合においても 当該各項に属する。				
(a)		食器棚、本箱その他の棚付き家具（単一の段の棚で、壁に取り 付けるための支持物とともに提示するものを含む。）及びユニッ ト式家具			(a)		食器棚、本箱その他の棚付き家具及びユニット式家具				
(b)		(省 略)			(b)		(同 左)				
3及び4		(省 略)			3及び4		(同 左)				
第95類		がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附 属品			第95類		がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附 属品				
注					注						
1		この類には、次の物品を含まない。			1		この類には、次の物品を含まない。				
(a)~(l)		(省 略)			(a)~(l)		(同 左)				
(m)		液体ポンプ（第84.13項参照）、液体又は気体のろ過機及び清 浄機（第84.21項参照）、電動機（第85.01項参照）、トランスフォー マー（第85.04項参照）、ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶 装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問 わない。）（第85.23項参照）、無線遠隔制御機器（第85.26項参照） 並びにコードレス赤外線遠隔操作装置（第85.43項参照）			(m)		液体ポンプ（第84.13項参照）、液体又は気体のろ過機及び清 浄機（第84.21項参照）、電動機（第85.01項参照）、トランスフォー マー（第85.04項参照）並びに無線遠隔制御機器（第85.26項参照）				
(n)~(v)		(省 略)			(n)~(v)		(同 左)				
2~5		(省 略)			2~5		(同 左)				
号注							(新 規)				
1		第9504.50号には、次の物品を含む。									
(a)		ビデオゲーム用のコンソール（テレビジョン受像機、モニター その他の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る。）									
(b)		ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器（携帯用で あるかないかを問わない。） この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支 払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器（第 9504.30号参照）を含まない。									
95.04		ビデオゲーム用のコンソール及び機 器、遊戯場用、テーブルゲーム用又 は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、 ビリヤード台、カジノ用に特に製造 したテーブル及びボーリングアレー 用自動装置を含む。） (削 除)			95.04		遊戯場用、テーブルゲーム用又は室 内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビ リヤード台、カジノ用に特に製造し たテーブル及びボーリングアレー用 自動装置を含む。）				
		(省 略)			9504.10	000	1	ーテレビジョン受像機を使用する種 類のビデオゲーム	KG		
9504.20					9504.20			(同 左)			
9504.30	000	2	ーその他のゲーム用のもの（硬貨、 銀行券、バンクカード、トークン、 その他の支払手段により作動する ものに限るものとし、ボーリング アレー用自動装置を除く。）	NO	KG	9504.30	000	2	ーその他のゲーム用のもの（硬貨、 銀行券、バンクカード、トークン、 その他の支払手段により作動する ものに限るものとし、ボーリング アレー用自動装置を除く。）	NO	KG
9504.40					9504.40			(同 左)			
9504.50	000	3	ービデオゲーム用のコンソール又は					(新 規)			

新 (2012年)				旧 (2011年)						
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
9504.90		機器(第9504.30号の物品を除く。) (省 略)			9504.90		(同 左)			
96.08		ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品(キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。)			96.08		ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品(キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。)			
9608.10		(省 略)			9608.10		(同 左)			
9608.20		(省 略)			9608.20		(同 左)			
9608.30		万年筆その他のペン			9608.31		万年筆その他のペン			
	100	6 軸又はキャップに貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの		NO		010	6 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの		NO	
	200	1 ーその他のもの		NO		090	2 ーその他のもの		NO	
					9608.39		010	5 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの		NO
							090	1 ーその他のもの		NO
9608.40		(省 略)			9608.40		(同 左)			
9608.99					9608.99					
96.18		(省 略)			96.18		(同 左)			
9618.00					9618.00		(新 規)			
96.19		生理用のナブキン(パッド)及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品(材料を問わない。)								
9619.00		紙製、セルローズウッドディング製、セルローズ繊維のウェブ製又は紡織用繊維のウッドディング製のもの	NO	KG						
	200	† 綿製のもの	NO	KG						
	300	4 ーその他のもの	NO	KG						